

平成 2 9 年度

甲子園短期大学

自己点検・評価報告書

平成 30 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	1
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	8
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	12
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画	15
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	17
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	17
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	29
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画	44
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	45
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	45
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	51
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	54
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	58
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画	61
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	64
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	64
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	66
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	68
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画	70

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の定める様式に従い、平成 29 年度の甲子園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 30 年 12 月

理事長・学院長

久米 知子

学長

早坂 三郎

ALO

吉井 隆

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学の母体である学校法人甲子園学院は、昭和 16 年に校祖（創立者）久米長八が「次代をになうのは女性である」と女子教育の重要性を唱え、甲子園高等女学校を創設したことに始まり、校祖が教育の基本理念として掲げた校訓三綱領「黽勉努力」、「和衷協同」、「至誠一貫」を本学の建学の精神として掲げ、明確に示している。「黽勉努力」の黽の字は青蛙の象形文字といわれ、黽勉は六経・五経の一つで中国の最初の詩集「詩経」の小雅篇にあり、「勉め励む」の意であり、教養を深め専門的な知識と技能を兼ね備え自立するために、自らの意思に従って勉め励むことである。「和衷協同」は和やかに心をこめて力を合わせ、共に行動し、事に当たることをいい、自分だけでなく人と人との関係における心の持ち方を示しており、共に学び育ち平和的心情を養い、社会にあっても心を同じくして互いに力を合わせ協調することである。「至誠一貫」は誠をもって人に接し、物事に対処して、一筋に真心を貫き通すことをいい、高い倫理観と幅広い人間性を培い、困難に際しても真心をもって一筋に信念を貫き通すことである。以上の三綱領は、それぞれ別個の精神ではなく、相互に関連させて展開することができる。また、この建学の精神は、あらゆる生活並びに活動の基本で、いかなる時代にも通じる理念であり、学び方そして生き方の指針となる訓えである。

本学の教育理念は、この校訓三綱領である「黽勉努力」、「和衷協同」、「至誠一貫」の建学の精神に基づき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し社会の発展に貢献できる人材を養成することである。

建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有しているといえる根拠は、本学の建学の精神「黽勉努力」、「和衷協同」、「至誠一貫」が日本国憲法のもと「人類の福祉の向上に貢献」するため教育基本法に定められている教育目的達成のための同法第二条（教育の目標）第三項にある「自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ことと合致しているからである。また、この精神の展開のための教育目的実践のため必要な諸条件の整備と充実・改善に努めている。さらには、本学の建学の精神を具現化すべく教育理念を明示し、学生の主体性を重んじると共に私立学校法の定める設立趣旨並びに教育実践と管理運営の誠実な達成と展開により、公共性を高め、本学教育の健全な発展を図っている。



校訓三綱領

建学の精神の学内外への表明に関しては、「大学案内」、「学生便覧」、本学公式ウェブサイトを、大学ポトレートを通して詳しく解説している。本学の歴史や建学の精神を、本学学生、教職員をはじめ受験生やオープンキャンパスなどに参加した志願者や保護者などにも分かる常設展示を設ける必要があることから入試相談室を活用して、常設展示を行っている。また、「甲子園学院五十年史」に明記し、図書館や入試相談室に配架して常設公開している。

建学の精神の学内での共有化について、本学の入学式では、例年、建学の精神である校訓三綱領を記した額を壇上に掲示し、学長は式辞の中で建学の精神と教育理念について丁寧に説明している。また、新入生オリエンテーション・宣誓署名式・高野山研修・就職ガイダンス・卒業研究発表会などにおいても、それぞれの行事の趣旨に応じて解説している。

尚、甲子園学院では校祖の一周忌以来、毎年3月3日に追悼式を挙行している。この日は甲子園学院関係者全員が参集し、校祖の遺徳を偲び、改めて建学の精神である校訓三綱領を確認する機会としており、短期大学では追悼式前にも追悼式意義として講話を行い、校祖の生涯や教育理念、校訓三綱領の由来やその意味などについて学生や教職員に説明する機会としている。

また、本学の特色ある授業科目の一つに特別演習Ⅰ・Ⅱ（Ⅰ・Ⅱ回生担当）がある。建学の精神をテーマにした学長の講話が組み立てられており、教員も参加して建学の精神を現代世相に合わせてやさしく解説し、学生が身近なものとして日常生活に生かしたいと受けとめられるように努めている。また、特別演習の内容については、学務部委員会において検討し、学生の2年間の学びに即したスケジュールにより、開講している。

具体例としては、学長講話「建学の精神」/オリエンテーション、特別演習ガイダンス/甲子園短期大学での学び、協同の力「大学祭に取り組む」、学内成人式、卒業研究発表会、追悼式意義、高野山研修などがある。

なお、主たる教室や会議室には建学の精神としての校訓三綱領を記した額を常に掲示するとともに、学生及び教職員が使用するパソコンのデスクトップ上にも掲載している。

また、保護者も参加する入学前のプレガイダンスや入学式直後のスタートアップガイダンスにおいても、建学の精神を詳しく説明している。

さらに、建学の精神と学生が卒業時まで達成すべきディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）との関係を明確にすべきことを課題と考え、全学ディプロマ・ポリシー、各学科・専攻ディプロマ・ポリシーをそれぞれ作成した。また全学ディプロマ・ポリシー

の内容を建学の精神と関連づけて作成した。平成 27 年度からは、観点別評価基準に基づくように改定を行い、平成 28 年度には 3 つのポリシーの一貫性、整合性について検討し改訂を行った。変更後の 3 つのポリシーは、学生便覧にも示している。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

甲子園短期大学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生は、卒業が認定され、短期大学士の学位が授与される。

【全学ディプロマ・ポリシー】

（関心・意欲・態度）

1. 自己を高めるために、自らの意思により努力できる。（勤勉努力）
2. 仲間を大切にし、コミュニケーションをとり、力を合わせることができる。（和衷協同）
3. 礼儀正しく、誠実に行動することができる。（至誠一貫）

（知識・理解）

4. 豊かな人間性と社会性を支える幅広い教養と専門的知識を身につけている。

（思考・判断）

5. 学んだ専門的知識や技能を実践的場面で活用できる。

（技能・表現）

6. 適切な情報を集め、自ら考え、他者に提示できるとともに、協力し合うことができる。

【生活環境学科（生活環境専攻・介護福祉専攻）ディプロマ・ポリシー】

（知識・理解）

1. 生活を取り巻く環境・健康・福祉に関する知識と技術を身につけ、活用できる。（思考・判断）
2. 多面的かつ客観的に考察し、適切に行動できる。

（技能・表現）

3. 多様な職種役割を理解するとともに、円滑なコミュニケーションを図り協同することができる。

【幼児教育保育学科ディプロマ・ポリシー】

（知識・理解）

1. 幼児教育・保育に関する知識と実践に役立つ技術を身につけ、活用できる。（思考・判断）
2. 一人ひとりの個性・発達を理解し、保育者として適切に行動できる。

（技能・表現）

3. 子どもたちや他者から信頼され、社会から必要とされる保育者を目指すことができる。

建学の精神及び教育理念を学生に周知させる特別演習の授業計画は、前年度の授業アンケート結果を踏まえ、学生の興味や関心も考慮し、学務部委員会などで検討・作成している。また、成人となる学生を祝福する目的で毎年 1 月に実施する「学内成人式」は、成人の自覚と責任を促す本学伝統の行事である。第 1 部は式典とし、第 2 部は建学の精神の理解を促す内容を前提に、外部講師または演奏家を招き、記念講演や記念演奏を行っている。

建学の精神を定期的に確認するために、教員協議会、合同学科会議、学務部委員会及び学生部委員会などにおいて建学の精神の実践、周知方法について検討を行い、定期的にそ

の成果の確認を行っている。また、建学の精神についての定期的な確認の一つとして、学生に建学の精神がいかに浸透しているかを数値化して調査分析し、その結果に基づいて改善計画を検討し、実施するためルーブリック方式によるディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケートを行っている。

ディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケートは平成 25 年度から継続して実施している。毎年度の集計結果からは、I 回生時に比べ II 回生時の数値がいずれの評価項目においても上昇しており、学生はディプロマ・ポリシーを理解し、知識・理解、思考・判断、技能・表現の獲得及び到達のために努力していたと分析・解釈できる。また、全学ディプロマ・ポリシーの中で、建学の精神を分かり易く記述した以下の項目、

1. 自己を高めるために、自らの意思により努力できる。（勤勉努力）
2. 仲間を大切にし、コミュニケーションをとり、力を合わせるができる。

(和衷協同)

3. 礼儀正しく、誠実に行動することができる。（至誠一貫）

については、II 回生後期の時点で目標レベルとして想定したレベル 2 以上となっており、卒業時点までに建学の精神の理解と実践は学生に浸透していると考えられた。一方、全学ディプロマ・ポリシーの実践力や学科・専攻ごとのディプロマ・ポリシーの項目については、目標レベルに達していない項目がやや見受けられたが、概ね目標レベルとした 2 に近い数値となり、2 年間の学習期間において学習成果の獲得はできたと判断できる。

このディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケートの内容・実施方法については、平成 28 年度のディプロマ・ポリシー変更に伴い内容を変更するとともに実施時期を検討した。

また、建学の精神を基に自己点検・評価活動を通して、さらなる飛躍をめざすため「甲子園短期大学の使命」を策定している。第 1 期を平成 25～27 年度の 3 か年とし、全教職員出席のもと平成 25 年 1 月 4 日に拡大自己点検・評価委員会を開催し、全教職員一致して「甲子園短期大学の使命」を宣言した。第 2 期は平成 28～30 年度の 3 か年とし、平成 27 年度は各部署・IR 推進委員会で協議を重ね、平成 28 年 2 月に策定した。その内容は以下のとおりである。

甲子園短期大学の使命

第 2 期（平成 28～30 年度）活動方針

理念：地域に根ざした短大をめざす

目標：建学の精神「校訓三綱領」の教えのもと、質の高い、かつ学生一人ひとりに配慮した高等教育を、教職員一体となってい、社会に貢献する人材を送り出す。

I 教育力：学生の能力を引き出す力

- ①ディプロマ・ポリシー達成に向けての学習支援、②基本的知識と学習能力の向上
- ③専門的知識や技術の修得、④資格取得の促進

II 研究力：教育と研究を結びつけ展開する力

- ①教育のための研究活動の推進、②外部研究費などの獲得と学際的交流、③建学の精神に基づく学生支援への研鑽および全教職員との協働

III 就職力：ディプロマ・ポリシーに基づく就職リテラシー支援力

- ①個別サポート力、②ディプロマ・ポリシー達成による社会人基礎力の修得、③卒後サポート力

IV 教職員力：教職員全員での学生支援への取り組み

- ①情報収集と課題発見力の強化、②自己点検・評価活動

V 募集力：アドミッション・ポリシーに基づく受験生獲得力

- ①高大連携活動の推進、②新たな広報活動と SNS を用いた情報発信の推進、③社会人を含む多様な入学生の受け入れ

VI 組織運営力：環境変化に対応した安定的な組織運営力

- ①学長のリーダーシップ、②組織活性化、③全教職員の経営参画意識の向上

VII 地域貢献力：地域社会と共生し発展する力

- ①研究成果の地域還元、②高大連携活動の展開、③学生ボランティアの育成と支援活動の実践、④地域社会への情報と施設の提供

※第3期（平成31～33年度）

理念としては、「地域に根ざした短大をめざす」、目標としては、建学の精神の訓えのもと、「質の高い、かつ学生一人ひとりに配慮した高等教育を、教職員一体となってい、社会に貢献する人材を送り出す。」を掲げた。具体的な行動目標としては、第1期から1項目増やして、7重点方針を設け、「I 教育力」、「II 研究力」、「III 就職力」、「IV 教職員力」、「V 募集力」、「VI 組織運営力」、「VII 地域貢献力」とした。このように、建学の精神のもと絶えず教育目的・目標を点検し、その内容が社会からの要請に対応したものであるかを検討することとし、日常的なPDCAサイクルと連動させ、時代に適合した教育改革を行うため継続的な努力を続けている。

また、平成27年度からディプロマ・ポリシーを観点別評価基準に基づいたものに改訂するとともに、「学生便覧」においてカリキュラムマップの頁を設け、各教科とディプロマ・ポリシーとの関連性を示すようにした。

第3期は平成31～33年度の3か年とし、平成30年度においてIR推進委員会を中心に各部署で協議を重ね、策定する。

尚、SD・FDの一環としての学生支援研修会での関連内容として平成28年度は、「基礎演習について」、「和衷協同の精神を教育的な人間関係に生かす」、「平成28年度第三者評価結果の内示案について」、「平成27年度実施の文部科学省の教職課程視察結果について」、「教職課程の改善状況と平成29年度計画について」であり、平成29年度は、「教職課程の再課程認定について」、「第3クールの認証評価について」などであった。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分 基準 I-A-2 の現状＞

1. 地域・社会に向けた平成 28 年度公開講座としては、
 - ・甲子園短期大学附属図書館、後援西宮市で、8 月 27 日（土）テーマ『皇位継承と貴族・武士』を開催。本公開講座は、皇位継承問題をテーマに大化前代から武士勃興期までを対象に 4 人の講師のリレー形式で実施した。
 - ・平成 29 年度甲子園短期大学第 1 回講演会：料理研究家土井善晴氏、平成 29 年 11 月 18 日（土）、テーマ「世界の料理と和食」
 - ・甲子園短期大学第 2 回講演会：（後援：西宮市、協力：国立国会図書館国際子ども図書館）絵本作家永田萌氏、平成 29 年 11 月 23 日（祝・木）テーマ「夢みる力」
 2. 卒業生と関連施設職員向けの「キャリアアップ研修」としては、
 - ・26.11.15（土）「福祉に役立つリトミック～心身の調和と活性化を目指して」馬場みどり講師
 - ・27.1.31（土）「福祉に役立つ音楽活動～ヘルマンハープによる音楽のバリアフリー化を目指して」日本ヘルマンハープ振興会会長梶原千沙都講師
 - ・27.11.28（土）「心と身体を健康に：身体表現」仁木温子講師
 - ・28.2.20（土）「心と身体を健康に：タケティルケア体験」山本裕子講師
 - ・28.11.19（土）「福祉に役立つ家族支援～保育所・幼稚園・施設における家族へのアプローチと地域連携」坂本正子本学特任教授
 - ・29.2.4（土）「福祉に役立つエイジレスフード～介護・保育現場における出汁のうま味と香りの活用法」京料理なかむら店主中村元計講師
- 以上でした。

本学は平成 26 年 4 月 1 日に西宮市と「西宮市と甲子園短期大学との包括連携に関する協定書」を締結し、「フラワーフェスティバル in 西宮」のガーデンコンペ、ミニ花壇や花鉢、ハンギングに学生の作品を出展した。平成 29 年度からは、園芸作品の出品だけでなく、本学独自のブースを設置し、来場者を対象に園芸体験や子ども遊びコーナーなどの企画を行い、市民との交流を深めている。

西宮市教育委員会との交流は勿論のこと、西宮市大学交流協議会の理事及び各事業の委員として交流を図り、講座への講師派遣、インターンシップへの学生参加など、西宮市との連携を図っている。

また、西宮市防災啓発課、西宮市花と緑の課、認定 NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク、公益社団法人青年海外協力協会、兵庫県警察本部生活安全部に依頼し、特別演習での講演に協力頂いている。さらには、文化団体や文化人の協力を得て成人式や公

開講座を開催してきた。

なお、本学教員は兵庫県立伊丹西高等学校及び兵庫県立西宮甲山高等学校の学校評議員となっている。平成 28 年 12 月兵庫県委託事業「平成 28 年度高校生心のサポートシステム実践・研究発表会」（兵庫県立西宮甲山高等学校）にて「自己有用感と利他的行動を培うコミュニケーションについて」講演を行った。

さらに高大連携授業としては、大阪府立茨田高校とは平成 28 年に高大連携協定を締結し、同高校の「コミュニケーション総合」の授業の年間計画を策定し、学長他本学及び甲子園大学の教員を中心とした講師陣を構成して授業を実施し、同高校のアンケート結果からもその成果が確認されている。また、兵庫県立尼崎高等学校連携講座でも、本学講師が教育と絆コース 2 年生を対象に保育に関する資格や仕事、就職についての講話と音楽表現の体験授業を行っている。

学内における学生のボランティア精神育成の機会としては、特別演習にて「いのちを考える（3）-障害の受容と自立-」「食の力-」、「自立に向けて（2）-言葉の作法-」、「ボランティアのすすめ（1）-私たちにできること-」、「ボランティアのすすめ（2）-青年海外協力隊が見た世界-」、「自立に向けて（3）-地域社会への貢献(仮)-」、「同-地域の理解（西宮の歴史）-」、「同-生活設計と公的保障-」、「同-社会への出発にあたって」などを講じている。

また、地域・社会貢献活動、ボランティア活動などは学生の社会経験を豊かにし、社会化に影響著しいので、その機会を増やすよう教育研究センターを中心に配慮している。特に、大規模自然災害などへのボランティア研修と関係諸機関との協力について取り組んでおり、平成 28 年度は認定 NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワーク理事長である渥美公秀大阪大学教授を招き、「災害ボランティアの現在」のテーマで公開講座を行い、平成 29 年にも西宮市社協ボランティアセンターより講師を招き、上述の「ボランティアのすすめ（1）」などの特別演習を行った。

教育活動を通して地域住民や福祉施設との連携活動を進めている。幼児教育保育学科学生による西宮市大屋町内会主催のクリスマス会への事前準備から実施までのボランティア活動を行い、その準備指導と振り返りを授業内で行っている。また、園芸療法受講生と介護福祉フィールド学生による高齢者介護施設等でのボランティア活動なども行っている。

教員によるボランティア活動等を通じた地域・社会に貢献としては、山本俊光専任講師が、1. 平成 30 年に花と緑のまちづくりリーダー研修の講師を担当。2. 植物生産研究センター審議委員として、西宮市の景観と生産にかかわる事業展開の審議に協力。3. 西宮市主催「フラワーフェスタ IN 西宮」のテーマガーデン及びコンテナコンテストに学生の作品を応募するほか、西宮市のボランティアとして学生が参加する仕組みを市に提案、平成 29 年度より実現に至っている。

次に、種子田順子特任専任講師は、1. 第 13 回ほうせんか病院ロビーコンサート：平成 28 年 10 月 11 日、同病院 1 階ロビーホールにてモーツァルト：オーボエソナタ他を演奏、第 14 回ほうせんか病院ロビーコンサート：平成 28 年 11 月 16 日、同病院 1 階ロビーホールにて日本歌曲他を演奏、第 23 回ほうせんか病院ロビーコンサート：平成 29 年 8 月 25 日、同病院 1 階ロビーホールにてモーツァルト：オーボエソナタ他を演奏、第 25 回ほうせんか病院ロビーコンサート、平成 29 年 10 月 4 日、同病院 1 階ロビーホールにて情熱大陸

他を演奏した。

早坂三郎学長は、平成 28 年度に西宮市社会福祉協議会ボランティアセンターに、ボランティア登録を行い、同センターの諸活動を教職員に案内・報告を行っている。平成 30 年 1 月第 10 回 Skill & Friendship の会主催の講演会（リーガロイヤルホテル・光琳の間）にて「色どり豊かな人生にするには」の講演を担当した。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

開学 50 周年記念行事後の展開として、平成 29 年度には、全学ディプロマ・ポリシーが建学の精神のもとの内容であることから、「講義概要」において各授業科目の到達目標にディプロマ・ポリシーとの関連を説明することとしたが、建学の精神とディプロマ・ポリシーをはじめとする 3 つのポリシーの一層の関連性の検討が必要である。

建学の精神のもと教育目的・教育理念を点検し、その内容が現今及び今後の社会からの要請に対応したものであるかを検討し、PDCA サイクルと連動させる継続的な努力が求められる。そこで平成 30 年度においては、IR 推進委員会を中心に各部署で協議を重ね、策定する。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

本学の歴史や建学の精神を常に意識して学ぶ機会を確保するために、今後は図書館並びにラーニング・コモンズなどとの連携と活用をより深めていくことが求められる。また、全学及び両学科のディプロマ・ポリシーが建学の精神を生かしているので「講義概要」における各授業科目の到達目標にディプロマ・ポリシーと関連づけるのみならず、学生の社会的適応能力の向上との関連からの検討に努める必要がある。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、甲子園学院の校訓三綱領「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを「教育理念」としてしている。その理念に基づき「甲子園短期大学の学科等の人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」を設けている。その第 3 条において、本学の学科の教育研究上の目的を次のように明確に定めている。

- 1) 生活環境学科

生活環境学科は、本学の教育理念に則り、「環境・健康・福祉」の三つのテーマを核にして、自らの生活力を高め、自己理解力、人を思いやる心を育成して人間性を培い、生活場面及び地域や社会において活躍できる専門的な知識と実践力を備えた人材の養成を目的とする。

①ライフキャリアフィールド

ライフキャリアフィールドは、生活を取り巻く環境と福祉に関する知識及び技術を習得し、豊かで安全・快適な生活を創造し維持できる人材の養成を目的とする。

②介護福祉フィールド

介護福祉フィールドは、幅広い人間性と生命倫理を重視し、福祉施設、病院、その他様々な領域で人を支援する心を持ち、介護福祉の専門的な知識と技能を生かした業務に従事する人材の養成を目的とする。

2) 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、本学の教育理念に則り、幼児教育・保育に関する知識と実践に役立つ技術を習得し保護者等から信頼され、人間性豊かで指導力のある保育者の養成を目的とする。

「甲子園短期大学の学科等の人材養成及び教育研究上の目的に関する規程」は、「学生便覧」に掲載し、学生・保護者及び専任教職員・非常勤講師に配布し周知するとともに、大学ポートレート、本学公式ウェブサイトに公表している。

また教育目的・目標については、本学のディプロマ・ポリシーと併せて、入学前プレガイダンス、入学時スタートアップガイダンスやオリエンテーション、及び全学必修科目である「特別演習」において学生並びに教職員に説明の時間を設けている。

学科の教育目的・目標は、教職員が出席する合同学科会議及びIR委員会等で地域・社会の要請に込えているか定期的に点検を行っている。平成29年度から生活環境学科では、フィールド選択制を導入したが、それに伴い、甲子園短期大学の学科等の人材養成及び教育研究上の目的に関する規程の見直し及び3つの方針の点検と確認を行った。また、合同学科会議等で3つの方針の点検及び教育目的の規程見直しの状況について教職員に周知した。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果については、建学の精神及び教育理念に基づき、全学ディプロマ・ポリシー、学科ディプロマ・ポリシーを作成している。全学ディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神である「勤勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の(関心・意欲・態度)

に加えて、社会に出てから必要とされる（知識・理解）（態度・判断）（技能・表現）の 6 つの能力を獲得することを目指している。

学科・専攻課程については、「建学の精神にもとづき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成する」という教育理念を人材養成と教育研究上の目的として各学科・専攻ディプロマ・ポリシーとして示している。学科のディプロマ・ポリシーでは、全学ディプロマ・ポリシーを踏まえたうえで、専門の職業に従事するための基礎的知識と人間関係力の習得を目標としている。

本学で開講している授業科目であるが、カリキュラム・ポリシーに基づいて設定している。各授業がディプロマ・ポリシーとどのように関連づいているかについては、カリキュラムマップを作成し学生に分かるようにしている。各授業の学習成果については、講義概要で到達目標を達成するためのプロセスを明らかにし、評価の方法も明確にしている。定期試験、レポート、製作物、授業内テストに加え、授業への取り組み、受講態度などの質的データも量的データとして学習成果に含め科目の特性に合わせ評価している。今後シラバスにおいて各授業とディプロマ・ポリシーの関係を学生に明確に示すことも必要と考えている。

学科・専攻の学習成果については、教養科目を含め平成 26 年度に学習成果の量的データを測定する GPA の仕組みを検討、平成 27 年度に導入した。学習成果を示す指標の一つとしての GPA 制度については、平成 26 年度期末の学生支援研修会で教職員に説明・周知した。平成 27 年度入学生用の「学生便覧」にその考え方と計算方法を掲載し、入学時に学生・保護者に説明、学生には入学時オリエンテーションで詳細に説明・周知し学内外に表明している。また、各学生の GPA については、セメスター終了後成績通知表に示し通知している。

学習成果を学校教育法第 108 条の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

各授業の学習成果であるが、前年度に実施した授業に対しての学生の理解度や授業アンケートを踏まえ、授業改善を行っている。また、毎年「講義概要」（シラバス）作成時には、到達目標、単位認定の方法及び基準についての点検を行い学習成果が適切に評価できるようにし、非常勤講師を含む全教員に書き方の例を示すとともに、学務部委員会及び教員協議会で周知を図っている。

学科としての学習成果については、学生の履修状況や GPA などセメスターごとに把握し、定期的に点検している。

また、介護実習、教育実習、保育実習に関しては、「甲子園短期大学介護実習の履修に関する審査要綱」「甲子園短期大学保育実習・教育実習の履修に関する審査要綱」として学内要綱を定め、基準を満たさない学生は、実習保留とし特別課題を課すなどの学習指導及び生活指導を行い、保留解除になった時点で実習に参加させている。また、実習施設での実習評価が極めて低い場合は、学内の関係教職員が学生の指導を行う機会を設け、学生にとって効果的な実習となるようにしている。この学内要綱は定期的に点検し必要に応じて改定して実施している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

平成 27 年度に、三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の一貫性、整合性について検討し改訂を行った。

ディプロマ・ポリシー（DP：卒業認定・学位授与に関する方針）について、全学DPとしては、本学の建学の精神である「黽勉努力」「和衷共同」「至誠一貫」を盛込むとともに、教育理念である「健全円満な人格形成」と「専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材の養成」を取り入れている。学科DPも、建学の精神及び教育理念を取り入れ、より具体的にわかりやすく記述している。これらによって、「関心・意欲・態度」「知識・理解」「技能・表現」の能力が身に付くようにした。

カリキュラム・ポリシー（CP：教育課程の編成方針）は、学位授与の方針に掲げる能力を習得させるために、本学の教育理念及びDPに基づき、幅広い一般教養を培うための総合教養科目と専門的知識や技能を授け社会の発展に貢献できる人材を養成するための各学科の専門科目を体系的に配置している。科目カリキュラムマップには、総合教養科目では全学DPの項目、学科カリキュラムマップでは、全学DP及び学科DPとの関連を表記し、各科目が要求するDP項目の重要項目が一目でわかるようにした。

アドミッション・ポリシー（AP：入学者受け入れ方針）は、本学の建学の精神・教育理念及び全学・学科DPに沿って定めている。すなわち本学の教育理念に共感し、自らの意思で学び考えることができる学習意欲の高い人、社会に貢献する意欲のある人、コミュニケーションを介して他者理解に努めようとする人を求めている。

以上のように、建学の精神を中核に据え、かつ本学の教育理念に沿った項目を設けることによって、三つの方針を関連づけて一体的に定めている。

平成 26 年 12 月に「甲子園短期大学 IR（大学機関調査）推進委員会規程」を制定し、IR推進委員会を設けた。IR推進委員会は、学長、学長補佐、ALO、各部長・教育研究センター長、学年主任、事務長、各学科から選出された専任教員各 1 名、その他学長が認める者によって構成されている。委員会の所掌事項は、自己点検評価に関すること、認証評価機関が行う第三者評価の受審に関することをはじめ、教育活動の支援とその成果の検証に関すること、中長期計画の策定に関すること、教育、研究、社会貢献に関すること、その他本学の IR 機能強化に必要なこと等が含まれている。

三つの方針は、入試部委員会でアドミッション・ポリシーの検討、学務部委員会でカリキュラム・ポリシー、合同学科会議で学科ディプロマ・ポリシーの検討を重ねている。そのうえで、IR推進委員会で全学ディプロマ・ポリシーとともに三つの方針の検討を行い決定した。

今後、高等学校教育改革、大学入学者選抜改革、大学教育改革の高大接続改革の進展に伴い、三つの方針の見直しが必要となる。

アドミッション・ポリシーは、入学者選抜において高等学校の学力・資格等の評価、人間・教育・文化・自然に関心を持ち、社会に貢献する意欲のある人、コミュニケーションを介して他者理解に努めようとする人と定め、AO 入試相談及び面接では、社会貢献意欲やコミュニケーション能力を評価のポイントとしている。

カリキュラム・ポリシーは、必修科目の「人間教育の基礎」の中に2年間の必修科目である「特別演習ⅠA・ⅠB」「特別演習ⅡA・ⅡB」を置き、本学の建学の精神を理解し実践する能力を身に付けることを目的にしている。「特別演習」の中で年度当初に行われる「建学の精神」についての学長講話は、学生だけでなく教職員も学生と一緒に聴き、日常的な教育活動に結びつけている。

ディプロマ・ポリシーは、全科目のカリキュラムマップに事項を盛り込むことによって、学生・教員への意識付けを行い、教育活動が展開できるようにしている。

三つの方針は、「学生便覧」本学公式ウェブサイトで公開し、学内外に表明している。加えてアドミッション・ポリシー及び全学・学科ディプロマ・ポリシーは、本学「大学案内」に掲載、「学生募集要項」にはアドミッション・ポリシーを掲載し学内外に表明している。

また、高校生及び保護者を対象とした進学相談会ではアドミッション・ポリシーについて説明している。入学予定者及び保護者を対象としたプレガイダンス及び入学式後のスタートアップガイダンス、入学生対象の学内オリエンテーションでは、全学・学科ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを説明し周知している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

全学ディプロマ・ポリシー及び学科ディプロマ・ポリシーと学習成果については、教員だけでなく職員も十分認識し、教職員協同のもとで教育に関わることが重要である。そのためFD・SD活動をより活性化し継続的な研修を行うことが課題の一つである。

学習成果の質的データについては具体的数値で表しきれない部分を多く含むことから、今後、アセスメント・ポリシーについての研修と理解のもと、質的データの評価指標の検討を進めていくことが課題となる。

今後、高等学校教育改革、大学入学者選抜改革、大学教育改革の高大接続改革の進展に伴い、三つの方針の見直しが根本的な課題となる。また、「大学案内」にカリキュラム・ポリシーを掲載し、生徒・保護者・高校教員への周知及び情報の公開も必要と考える。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。

- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

自己点検・評価のための規程及び組織の整備については、平成 26 年 12 月に「甲子園短期大学 IR 推進委員会規程」を制定して IR 推進委員会を設け、自己点検及び評価の実施、自己点検・評価報告書の作成及び公表を担うこととなり、月 1 回定期的に開催している。

日常的な自己点検・評価については、上記の IR 推進委員会及び自己点検・評価報告書作成ワーキングチームが ALO の調整により、全学的な意見の集約、連絡調整、実務作業も日常的業務の中で、スムーズに行える体制となっている。

定期的な自己点検・評価報告書の公表については、短期大学基準協会が定めた様式に従って毎年、自己点検・評価報告書を作成し、学内の全教職員が閲覧できるように教務課に配置している。また、非常勤講師に対しても共有する必要があると考えており、非常勤講師室にも設置している。

本学では一般の方に図書館を開放している。図書館を利用する学外の方にも自由に閲覧できるよう配架し、また本学のホームページ公式ウェブサイトでも自己点検評価報告書をアップロードし、学外に対しても広く公表している。

全教職員は、各種部会や委員会等に所属し、自己点検評価活動に関与している。各部会・委員会は原則月 1 回開催し課題や改善事項について議論している。

IR 推進委員会で検討した内容についてはそれらを通じて、各部・課などにその方針が伝えられ、すべての専任教職員が共有できる体制となっている。また、物的・財的資源に関する事項については、法人本部職員も随時参加し常に連携できる体制を整えている。

本学では年数回高校訪問を行い、募集活動を行っている。原則訪問者は 1 年間同一高校を訪問し、信頼関係を築くとともに高校生の進路希望状況等の聞き取りを行っている。その中で本学の開設している学科に関することに対しては貴重な意見として受け入れ、本学の改革・改善に取り組んでいる。併設の甲子園学院高校とは、連携講座を開講しているが内容検討時等に頻繁に意見交換を行い、高校の意見を取り入れ教育内容の改善に役立てている。

また、本学に対し、兵庫県の県立高校 2 校から評議員を任命されており、その活動の中で意見聴取も行っている。

自己点検評価の結果については、全教職員で共有し現状認識し、課題として挙げられた事項については、各部会や委員会で検討し改善を行っている。特に重要な課題や改善すべき事項については短大定例会等で検討を重ね改革改善に努めている。

自己点検・評価の成果の活用については、学生支援、カリキュラム改革、教育及び研究環境の改善などに活用するとともに、FD 活動、SD 活動における活動テーマに結びつけることでフィードバックに努めている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法であるが、個々の授業の到達度については各担当教員が評価している。学生が授業を履修するにあたり、その授業の目的や到達目標を理解しておくことは重要であり、本学では、「講義概要」（シラバス）で授業科目ごとに具体的な到達目標を 3 項目明示すると同時に、1 回目の授業で各担当教員からわかりやすく説明するよう徹底し、より学習成果を上げられるように支援している。授業によって学習成果の評価方法は異なるが、これらの 3 項目を基準として評価することで、より共通性と客観性のある評価が得られるものと考えている。成績評価については従来 4 段階評価で行ってきたが、学習の成果をより正確に判定するため、平成 27 年度入学生から 5 段階評価に変更した。従来 80 点以上を 3 と表示していたが、さらに細分化し 90 点以上を 4、80 点以上 90 点未満を 3 と表示することにした。なお、成績証明書では、従来 80 点以上を優としていたが、80 点以上 90 点未満を優、90 点以上を秀と表示することにした。

個々の学生の学習成果の到達度については一般的に GPA が利用されている。本学でも現在、各セメスター終了時にそれまでの全成績をもとに GPA を求め、総合的な学習成果の到達度として求めている。なお、GPA については、セメスターごとに学生に通知する成績通知票に表示し、学生が自ら学習の到達度を把握できるようにしている。また、GPA の活用方法については学務部委員会で検討し、実習審査資料、公務員採用試験対策講座の履修者の選定また卒業式の各種代表・表彰対象者の選考などに利用している。

また、学生の学習成果の総合的な到達度については、個々の授業の成績を学科ごとにまとめることで、学科としての到達レベルを把握することができる。各学科ごとに学生の履修科目数や成績評価の平均値を求めると同時に学生の GPA の平均値を求めている。

卒業時のアセスメントについては、卒業保留者がいなかったか、卒業生がどの程度の成績で卒業したか、またどのような資格を取得し、また就職したかが重要となると考えており、2 年間の履修科目数や GPA、また資格取得数及び就職率を把握することでも評価している。

学習成果の査定の手法等については学務部を中心に点検し、IR 推進委員会等で検討している。本学では従来、各授業科目の単位数にかかわらず、履修したすべての授業科目の成績評価の平均値を求めて数値化してきたが、成績評価区分の変更（5 段階化）、GPA の自動計算プログラムの作成を行い、平成 27 年度から GPA を測定することにした。

また、現在総合教養科目を含む全成績をもとに GPA を求めているが、今後各学科の専門科目だけの成績をもとに GPA を計算し、各学科の DP との関係を求めるなど、学科として独自の査定項目についても検討し、アセスメントしたいと考えている。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルであるが、各開講科目については、各担当教

員が15回の授業の中で小テストを行うなど随時学生の理解度をチェックし、理解度の低かった内容については次の授業で繰り返し説明を行い、復習するなどし、知識の定着と理解度を上げる努力をしている。また、定期試験の成績は教員の教授能力の評価と捉え自己点検し、授業のあり方を改善する重要な機会としている。また、本学では半期ごとに「授業についてのアンケート」を実施している。その結果をもとに当該期間の授業方法について点検し、授業の質の向上を目指して改善努力を行っている。

また、カリキュラムであるが、学科会議で学科として年度ごとにカリキュラムの見直しを行い、学務部では総合教養科目の見直しと各学科のカリキュラムを集約した教育課程全体の見直しを行い、本学の教育目的を踏まえた改善に努めている。

なお本学では、総合教養科目の必修科目として「特別演習」を開講している。「特別演習」は本学の建学の精神を理解し実践させるための科目で、「心を育てる」をテーマに学内外の講師を招き講演を行っている。これらについても最後に学生及び教員へのアンケートを行い、その結果をもとに毎年内容などについて学務部で見直しを行い1年間のスケジュールを検討し、より一層の教育の質の向上・充実のためPDCAサイクルを活用している。

また、本学では特別演習の中で年5回「基礎演習」を開講している。基礎演習は、全学生を少人数のグループに分け、「聞く力」「話す力」「読む力」「書く力」という基礎的能力の向上を目指すものである。この基礎演習についても最後にアンケート調査を行い学務部で次年度の基礎演習の在り方を検討し、教育の質の向上をめざし改善している。

学校教育法、短期大学設置基準、関係法令の変更などについては適宜確認し、法令順守に努めている。文部科学省などから送付される通知文などについては、事務で受付をした後、担当部署に回覧・周知し対応している。また、関係法令の変更などについては、その進捗状況を含め関係省庁の公式サイト等を閲覧し、変更などが予想される場合は、準備、対応できるようにしている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検評価結果については全教職員で共有する必要があると、非常勤講師と一体になった教学改革の推進が必要と考えている。大学の教育方針の説明と非常勤教員の抱えている問題の把握に努めるために非常勤教員との連携をより一層密にし内部質保証に努めたい。

また、内部質保証を推進するために、IR推進委員会のあり方を含め新たな内部質保証に向けての体制づくりも視野に入れ検討する。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

学習成果を焦点とした内部質保証のためには、PDCAサイクルを活用した教職員一体となった改革改善が重要である。FD・SD活動及びその一環としての学生支援研修会については、かなり活性化してきたが、今後さらに充実させる必要がある。

平成 27 年度から学生の学習成果を GPA により測定している。その活用方法については、毎年検討を重ね、現在は卒業式等各種代表選考資料、介護福祉フィールドの介護実習や幼児教育保育学科の教育実習や保育実習を履修する前の実習審査資料、公務員採用試験対策講座の受講許可資料に利用している。なお、アセスメントポリシーについては、次年度も引き続き学務部会で検討を行う。

自己点検評価報告書の作成については、多くの教職員が関与する必要がある。ALO を中心に作成しているが、次年度は区分テーマごとに担当を決め分担して作成を行うことにした。取りまとめについては ALO が行い、IR 推進委員会で検討する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では、平成 25 年度から建学の精神を基に、さらなる飛躍を目指し、甲子園短期大学の使命を策定している。平成 31 年度から第 3 期がスタートするため、平成 30 年度に IR 推進委員会を中心に各部署で協議を重ね策定する。理念、目標については、平成 30 年 9 月を目途に IR 推進委員会で検討を重ね決定後各部署で具体的な方針を策定する。策定後は教員協議会等で教職員全員に周知する。

また、同時に 3 つのポリシーの一層の関連性が重要なことから、IR 推進委員会でディプロマポリシーについて現今及び今後の社会からの要請に対応したものであるかの検討を行い、カリキュラムポリシーについては学務部中心に、アドミッション・ポリシーについては入試部を中心に検討を行い 12 月を目途に決定する。なお、3 つのポリシーについては、次年度作成する「大学案内」に掲載し情報の公開を行う。

学習成果については、今後継続的に学務部を中心に検討を重ね、アセスメント・ポリシーの設定など質的データの評価指標の検討を進めていく。

内部質保証については、非常勤講師を含む全教職員で取り組むべき内容であり、次年度はさらなる連携を目指し対応する。また内部質保証委員会（仮称）の設立も視野に内部質保証に向けた体制作りの検討を行う。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学には生活環境学科と幼児教育保育学科があり、全学対象の学位授与の方針に加え、学科ごとの学位授与の方針を定め学習成果に対応させており、学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。それぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は学生便覧の「甲子園短期大学の教育方針」に記載し明示するとともに、本学公式ウェブサイト上に公開し、インターネットから自由に閲覧可能である。また、学生に対しては、「特別演習」の授業で、具体的に説明する機会を設けており、また学生がディプロマ・ポリシーに対する理解を深め、卒業の要件とともに本学で取得できる資格についての取得要件は、学生便覧で取得可能な学科や履修が必要な科目を明示するとともに、ガイダンス等で担当教員から説明を行い、資格取得をサポートしている。なお、各授業科目の成績評価基準についても学生便覧で示すとともに、総合的な学修到達度を測定するための GPA の計算式についても明示している。

本学には生活環境学科と幼児教育保育学科があり、全学対象の学位授与の方針に加え、学科ごとの学位授与の方針を定めている。それぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「関心・意欲・態度」「知識・理解」「思考・判断」「技能・表現」の4つの視点からわかりやすく示している。

学科・専攻課程の学位授与の方針については、学則第8章第23条～第32条で履修方法・課程修了の認定及び卒業の条項で規定している。

各学科では専門職就職の割合が高い。キャリアアップ研修に参加した卒業生へのアンケート調査の結果において、本学教育への満足度は概ね高い評価を得ており、学生が就職した企業、福祉施設等を対象とした就職先からの卒業生についての評価アンケートの調査結果においても高い評価を得ている。これらの結果より学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的に通用しているものと判断できる。

学科・専攻課程の学位授与の方針に関しては、毎年各学科の学科会議さらに IR 推進委

員会で定期的な点検を行い、3つのポリシーの一貫性、整合性についても検討を重ねている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

学科・専攻の教育課程については、教育理念で示す社会の発展に貢献できる人材養成に向けて、学科・専攻ごとに定めており、学位授与の方針に基づき学務部委員会を中心に科目や教育内容の見直しを重ね作成している。講義科目の他に実技科目や演習科目も複数取り入れ、また学外研修や特別講師による授業なども実施し学位授与の方針に沿った教育課程を編成している。

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）については、以下に示す教育理念に基づき、社会で活躍する専門性をもった人材を養成することを目標とし、広い一般教養を扱う総合教養科目と、専門的知識・技能を扱う専門科目、資格取得に必要な科目を設けている。

教育理念

甲子園短期大学は、校訓三綱領「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神にもとづき、広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを教育理念とする。

「学生便覧」甲子園短期大学の教育方針の項（p.6）より

授業科目は、学位授与の方針に基づき必要科目を検討し、学習成果に対応した科目を設

定している。授業科目にはサブタイトルをつけて、学生にとって内容がわかりやすいように配慮し、学年の進行に沿った科目配置となるよう体系的に編成している。

本学は平成 26 年度に三つの方針の見直しを行った。平成 28 年度にはさらに見直しを行い、カリキュラム・ポリシーについてはよりわかりやすく、また学科ごとに明示するようにした。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラムポリシーであるが、学生により分かりやすくするために平成 27 年度にカリキュラムマップを作成し、本学で開講している各授業科目が本学のディプロマ・ポリシーとどのような関係にあるかを明示するようにした。このことにより、学生は各授業の目的と同時にその授業科目を履修することで、本学のディプロマ・ポリシーの主にもどの項目を達成することができるのかがわかるようになった。なお、このカリキュラムマップは、平成 27 年度入学生用から「学生便覧」で示している。また、平成 28 年度からは履修モデルを作成し「学生便覧」に掲載することにした。学生が資格を取得するために、2 年間でどのような科目が開講されているのかまた、2 年間 4 セメスターでどのような科目を履修しなければならないのかが分かりやすくなった。これにより学生は 2 年間の履修計画が立てやすくなると考えている。同時に平成 28 年度の「学生便覧」のカリキュラム表に開講科目ごとにナンバリングを行い、科目の分類や履修の順序がわかるように明示することにした。

1 年間に登録できる履修科目の単位数の上限について、原則 50 単位と定め学生便覧に記載、履修指導時に説明し、学生の学科・専攻課程の教育課程の学習成果達成の保証に努めている。また、成績優秀な学生及び向学心の高い学生にはさらなるレベルアップをめざした配慮を行っている。

成績評価は授業形態、授業内容により、レポートを課したり授業中の小テストを実施したりと授業科目によってさまざまであるが、各授業担当教員は、「講義概要」(シラバス)の中に授業目的、到達目標を明示し、設定した到達レベルに応じて成績評価を行っている。学生にとっても学習の目的を理解することができ教育の質を保証しているといえる。また、試験前の教員協議会などでは、到達レベルを適正な値に設定することを促し、成績評価を教育の質の保証に向けて厳格に適用することを確認している。

平成 27 年度から 5 段階評価及び GPA 制度を導入した。GPA 制度の利用の仕方については、今後さらに検討の必要はあるが、成績評価のより厳格な適用が重要であり、今後、非常勤講師を含め徹底したい。併せて、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程が編成されているか、また開講授業が学生のニーズにも対応しているか、さらにはカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについても建学の精神、教育理念、使命・目的から検討を加え、授業の目標・内容に反映されるよう検討し、3 つのポリシーの方向性を全学を挙げて理解し、改善に取り組んでいく。その資料には、教育課程・履修モデル・カリキュラムマップ・「講義概要」(シラバス)・GPA・履修登録者数と受験資格失格者数・欠席回数・授業アンケート・学生満足度アンケート・卒業生へのアンケート・就職先からの卒業生についての評価などがある。なお、今後アセスメント・ポリシーについて学務部委員会等で検討する必要がある。

本学では、開講予定のすべての科目に対し「講義概要」(シラバス)を作成し、「関連資格」「授業の目的」「授業内容/方法」「到達目標」「各回のテーマ・予習・復習」「単位認定の方法及び基準」「使用テキスト・参考文献」の 9 項目について統一した方式によって記述

し公表している。平成 26 年度は、定期試験や小テスト、レポートなどの評価をどのように組み合わせて、各科目の最終的な学習成果を測定したかが分かるようにするため評価割合を数値で示し明確化した。平成 27 年度は従来の「履修上の注意」の項目を「事前事後学習の内容」に変更しさらに平成 29 年度からは「事前事後学習の内容」を各回に予習・復習など授業以外の時間帯での学習内容について記述するようにした。非常勤講師が担当する授業科目の「講義概要」についても、本学の教育方針に合致しているかなど書き方を含め統一する必要があるため、平成 28 年度作成時にはより詳細なマニュアルを作成し非常勤講師にも配布しより具体的に分かりやすい内容にするよう徹底を図った。

なお、本学では、通信による教育は行っていない。

教員配置であるが、学科・専攻の教育課程に対応できる資格や業績のもとに配置している。また、介護実習や教育実習、保育実習の事前事後指導及び実習期間中の登学日での相談については、実践的な現場での対応などについても指導できるように、実務経験がある教員も配置している。また、総合教養科目を担当する教員は担当分野を専門とする非常勤講師を配置したり、特別講師の招聘を行っている。

教育課程については、学務部委員会で毎年定期的に見直しを行い、学位授与の方針に対応したより効果的な教育課程の検討を重ね、改善している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教育理念に掲げている「広い一般教養と専門知識・技能を授け健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成する」に向けて、授業科目を設定している。総合教養科目として 7 つの分野「人間教育の基礎」「社会とくらし」「いのちと健康」「表現と情報」「芸術」「国際交流国際理解」「園芸」に分け、全学ディプロマ・ポリシーと関連付けている。卒業必修である「人間教育の基礎」は 5 科目設定し、「社会とくらし」10 科目「いのちと健康」6 科目「表現と情報」6 科目「芸術」4 科目「国際交流国際理解」3 科目「園芸」7 科目、合計 41 科目を開講している。特に卒業必修である「人間教育の基礎」の中の「特別演習」は、本学の根幹を担う授業科目で、本学の建学の精神と教育理念を理解し実践力を高めるとともに、外部講師を招聘し幅広いジャンルの講話を聞いたり、積極的に本学の学内行事に参加したりして、教養を身につける工夫をしている。

シラバスの[授業の目的・ねらい][授業全体の内容の概要]に、本学の学科やフィールドに関係するキーワードが書かれており、学生はそれを見ることにより専門教育のどの分野と関連した内容であるかを判断することができる。また、学生便覧にはカリキュラムマップが掲載されており、本学で開講している授業科目全てが本学のディプロマ・ポリシーとど

のような関係にあるかわかるように示している。このことにより、学生は各授業の目的と同時にその授業科目を履修することで、本学のディプロマ・ポリシーの主にもどの項目を達成することができるのかがわかるようになっている。

効果の測定は、「甲子園短期大学におけるディプロマ・ポリシー達成に向けて」と題し、学生生活の節目、即ち各セメスター終了時に各項目そのセメスターにおける達成度を自己点検し自らが今の自分を確認し、さらに次のセメスターでも向上できるよう自らが行動目標を立てるようアンケートを行っている。

また、本学の建学の精神を理解し実践させるために設けた本学総合教養科目の必修科目である「特別演習」の評価については、「特別演習の評価法」を作成し、項目と基準を設定して担任及び学年主任で各学生の到達度を評価している。特別演習の内容についてはより学習成果があげられるように年度末に学生と教員に対してアンケートを実施し、より効果的な内容になるよう改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

全学ディプロマ・ポリシー、生活環境学科ディプロマ・ポリシー、幼児教育保育学科ディプロマ・ポリシーにおいて、社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力の養成を掲げている。

職業意識の形成に着目した科目として、I回生前期には、福祉や地域社会の動静についての理解を深め、自らの意思により職業選択できる態度を育むという目的を掲げる「キャリアキャッチ演習」を開講し、I回生後期には、女性としての自らの生き方をデザインし自立することの必要性について学ぶ「女性のためのライフデザイン」、社会人としての基礎力を養成することを目的とする「社会人としてのマナー」を開講し、学生の自律的・自立的な職業選択の力を醸成している。

本学では、多様な専門的職業に対応しうる専門教育、資格取得を可能とする教育課程を編成しており、幼児教育保育学科では、保育及び幼児教育の専門職になるために、幼稚園教諭二種免許状、保育士、園芸療法士、社会福祉主事任用資格、幼稚園・保育園のためのリトミック2級指導資格を取得することができる。生活環境学科においては、福祉関連領域の専門職としての介護福祉士（国家試験受験資格）、医療管理秘書士、診療実務士（1～3級）、園芸療法士、アロマコーディネーター、社会福祉主事任用資格が取得可能である。これら本学で取得できる資格についての要件は、学生便覧で明示するとともに、ガイダンス等で担当教員から説明を行い、資格取得をサポートしている

また専門教育においては、実践的な授業をめざし、実務経験がある専任教員を配置している。

また医療事務、テーブルコーディネート、クッキング、アロマコーディネート、園芸療法、フラワーアレンジメントなど幅広い内容において、現場で活躍している講師を招き、特別授業も行っている。

この他にも専門教育では、現場での実践的な学びを深めることをねらいとして、様々な現場に出かけるフィールドワークを行っている。幼児教育保育学科では、幼稚園や保育園に就職した際に子どもたちを園外保育へ引率するための体験学習等を行い、生活環境学科では、消防署での救命処置の講習、葬儀場でお葬式のマナーを学ぶなどの研修を行っている。

幼児教育保育学科における幼稚園・こども園・保育所での臨地実習、生活環境学科介護福祉専攻（Ⅱ回生）及び介護福祉フィールド（Ⅰ回生）の福祉施設での臨地実習では、実習での学びをより深め、職業への接続を図ることを視野に置き、巡回教員は、実習の指導者と密に連携を図っている。

前述したように、全学ディプロマ・ポリシー、生活環境学科ディプロマ・ポリシー、幼児教育保育学科ディプロマ・ポリシーにおいて、社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力の養成を掲げている。ディプロマ・ポリシーに基づきディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを設定している。学科・専攻ディプロマ・ポリシーについては 2 年間で獲得できるものとしており、「ディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケート集計結果」からも確認できる。希望する資格については、介護福祉専攻、幼児教育保育学科ともに国家資格取得率は高く、また生活環境専攻でも学生の希望や進路に合せて実践的な資格を取得している。就職希望者に対する就職率は、毎年 9 割前後で推移し、高い水準を維持している。学科専攻に対応した就職先への就職率も高くまた、過去に卒業生が就職した就職先からの求人もあり、求人数の増加は本学への職業教育に対する評価の高さを示すものと判断できる。

【区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

学習成果に対応する入学者の受け入れ方針については、「大学案内」、「学生募集要項」、「本学公式ウェブサイト」において、全学及び学科ごとのアドミッションポリシーとして掲載し公表している。その他、年間を通じて実施するオープンキャンパスや進学相談会などにおいても、相談者に対して生徒の受け入れ方針を明確に説明している。また、高等学校の教職員に対しては学校訪問などの機会を利用して詳しく説明している。

入学前の学習成果の把握・評価については、高校での国語の基礎力を有すること、高校在学中に学校が薦める検定・資格を受験・取得しようとしていることも入学者の受け入れの方針に明確に示している。

入学者選抜については、「学生募集要項」を中心に本学公式ウェブサイトにおいても学生募集の概要を示すとともに、A0 入試、推薦入試、専門学科・総合学科入試、一般入試、社会人入試の本学が実施するすべての入試選抜において、どのような人物を選考するのか、選考方式（筆記試験方式、自己推薦方式、資格方式、実技方式）についての内容や方法、選考基準について各選考方式ごとに面接、調査書、その他評価の割合を明記し公正かつ適正に多様な選抜を実施している。また、高大接続の観点から社会人入試を除くすべての入試選抜において、学習活動の記録、調査書の科目評価及び評定平均値、部活動及び校内委員会活動などの記録、ボランティア活動、社会的活動の実績を把握して参考にすると共に、取得資格や課外活動歴についての評価項目を明示し、点数化するなど、資格方式だけに限らず、高等学校での学習成果や資格取得、学校内外での諸活動を評価する入学者選抜を行っている。A0 入試では、エントリーシート提出時の課題において、志願者が本学の入学者受け入れ方針を理解し対応しているかを見定めるための報告書となっている。面接では、A0 入試に限らず受験者総ての面接において、入学者受け入れ方針である全学アドミッション・ポリシー、各学科アドミッション・ポリシーに基づいた面接基準を設定し、志願者の学科への志望動機や学習意欲、取得を目指す資格、将来の進路希望などを確認し評価している。

授業料、その他入学に必要な経費については、「大学案内」、「学生募集要項」、「本学公式ウェブサイト」において公表すると共に学費の内訳や納入期限などについても明示している。また外部の進学情報誌にも情報提供し、掲載している。

学生募集から選抜までの実質的な業務は入試部で行っている。入試部には、事務局である入試対策室が置かれ、専任の事務担当者が配置されて入試広報、入試関係事務に対応している。各学科には入試部担当の教員を割り当て、入試事務や入試広報に対する各支援体制を整備している。

入試選抜に当たっては、入試区分ごとにそれぞれ受験生の受け入れ誘導から合否通知発送事務までの役割分担を明確化した実施計画を策定し、具体的な各業務内容も明文化して公正かつ適正な実施に努めている。

平成 26 年度に入試選抜にかかわるガイドラインを定め平成 27 年度から運用、平成 28 年度には「入学者選抜における出題・合格判定ミス防止に係るガイドライン」「入試問題作成プロセス」「入学試験事故処理要項」を作成した。毎年度当初に入試業務にあたる教職員を対象に、これらのガイドライン、要項を配付し、当該年度の入試概要の周知徹底を行うための会議を開催し共通理解を図っている。

受験者や保護者などからの入試に関するさまざまな問い合わせに対しては、口頭、メール、文書で対応し、必要な事案については資料を送付するなど迅速かつ丁寧な対応に努めている。さらに、高等学校教員などからの問い合わせについては、可能な限り高等学校へ出向いて資料を手渡し、詳細な説明をするなど個別に対応をしている。また、本学教職員が高校訪問で受けた質問などで即答が困難な内容については、必要に応じて入試部長に相談し的確な対応を行っている。

入学者の受け入れ方針については、高校訪問の際に進路指導主事や進路担当教員、学年主任などから意見を聴取するとともに、連携校及び関係の深い高校などの場合には、校長や教頭から直接意見を伺うなどして点検を行うように努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学科・専攻の教育課程の学習成果については、年度はじめに配布する「講義概要」(シラバス)のなかで、講義・実習・演習科目ごとに各科目の到達目標を、学生主体の表現で具体的に記述して、授業終了段階で達成されるべき内容をわかりやすく示している。各授業科目の初回時には、到達目標を担当教員から学生に説明し周知している。

学科・専攻課程の教育課程の学習成果は、各科目 15 回の授業内で達成するため前期・後期とも授業計画を策定し、各期において獲得可能な内容と指導体制を整えている。次に、生活環境学科介護福祉フィールドの介護実習と幼児教育保育学科の教育実習・保育実習は、長期休業期間での実習計画実施に向けて努力するとともに、他の期間においても実習期間中は授業を行わず、実習のために不足する授業回数は、あらかじめ設定した補講日や予備日、そして追加授業時間を活用し 15 回の授業を確保し、学習成果が獲得できるようにしている。

学科・専攻課程とも、ディプロマ・ポリシーに基づきディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを設定している。学科・専攻ディプロマ・ポリシーについては 2 年間で獲得できるものとしており、「ディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケート集計結果」からも確認できる。希望する資格については、介護福祉フィールド、幼児教育保育学科ともに国家資格取得率は高く、また生活環境専攻でも学生の希望や進路に合わせて実践的な資格を取得している。

次に、学科の学習成果は、関係領域の各科目において到達度を計るための試験、実技、レポート、製作物、発表など、到達目標にふさわしい評価方法で測定可能である。また、GPA を計算することで総合的な到達度として測定している。なお、到達目標については、各開講科目で適切な目標レベルの設定が重要であり、教員に対し教員協議会または合同学科会議などで徹底している。また、介護実習・教育実習・保育実習の前には、審査基準を

設け実習審査を行い、実習可能なレベルに達しているかの審査を行っている。基準を満たしていない学生は事前指導を繰り返し行い、実習後は実習先からの評価を参考に事後指導を行ったうえで、関係教職員で構成する各専門部会で協議し実習評価を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では学習成果の量的測定として、GPAを導入している。従来は学生の学習成果の測定として平均点を求めていたが、平成26年度に検討を行いGPAで評価することにした。パソコンで簡単にGPAを計算できるプログラムを作成し、またそのデータをどのように活用するかを学務部で検討し、平成27年度入学生から適用している。学習成果を示す指標の一つとしてのGPA制度については、平成26年度期末の学生支援研修会で教職員に説明・周知した。平成27年度入学生用の「学生便覧」にその考え方と計算方法を掲載し、入学時に学生・保護者に説明、学生には入学時オリエンテーションで詳細に説明・周知し学内外に表明している。GPAの活用であるが、平成28年度には、卒業式などの代表選考資料に利用することや学習活動・就職活動における自己評価の資料とするなど、学生の学習成果の向上に活用している。併せてGPA導入によって実習審査にかかわる要綱の改定を平成28年度に行い、GPAを実習審査の基準の一部として採用している。

本学のGPAの測定は、その期までのすべての成績をもとにセメスターごとに計算して求め、その期の成績通知票に記載し学生に通知している。学生は、総合的な学習の到達度を知ることができ、その後の学習に生かすことができる。平成27年度以降の卒業時の全成績をもとにしたGPAであるが、GPAの平均は、学科ごとに求めており、ほぼ3.3で推移している。GPAを求めるにあたり各授業評価の正確な測定が重要なことは言うまでもない。シラバスに各授業の目的や到達目標を明示するとともに学生に周知し到達度に合わせて5段階で評価している。目標レベルに到達している場合を100点とし、90点以上が4、80点以上が3、70点以上が2、60点以上が1、60点未満は目標レベルに到達していないとし0で評価している。

資格取得率であるが、本学ではできるだけ多くの資格を取得して卒業するよう指導している。入学時のオリエンテーションで、本学で取得可能な資格を紹介すると同時に、学科別のオリエンテーションでは各資格担当教員からその資格についての詳しい説明を行い、受験を促し、また合格率を上げるために特別補講を実施し学生の資格取得に向け支援している。介護福祉フィールド、幼児教育保育学科ともに国家資格取得率は高く、またライブ

キャリアフィールドでも学生の希望や進路に合わせて実践的な資格を取得している。資格は、資格取得に必要な科目を受講し単位を取得すれば取得できる資格と試験を受けて取得できる資格に大別できる。幼児教育保育学科では、国家資格である幼稚園二種免許と保育士資格が資格取得に必要な科目を取得すれば取得できるが、ほかにも園芸療法士やリトミック 2 級指導者資格が取得可能である。リトミック 2 級指導者資格については毎年受験者が多いが、園芸療法士資格については、国家資格取得に必要な科目以外に受講しなければならない科目が増えるため学生は負担に感じているようで受験者は年々減少してきた。生活環境学科では、1 回生前期終了時に自分の希望進路に合わせ、介護福祉士の受験資格を得るための介護福祉フィールドとライフキャリアフィールドに分かれるが、介護福祉フィールドについては、介護福祉士受験資格を得るために受講すべき科目が多く、その他の資格を取得しようとする学生は年々減少している。一方ライフキャリアフィールドの学生は、国家資格は取得できないが、数多くの資格を取得し、また将来の進路に合わせた資格を取得する傾向にある。今後オリエンテーション等で資格取得を促すと同時に補講等を充実させ合格率も上げたいと考えている。

学習ポートフォリオについては現在学務部で検討中である。学習成果としてなにを集積するかまたその管理運用方法など検討し平成 30 年度には試験的に実施する計画である。

履修カルテについては現在幼児教育保育学科で実施している。平成 28 年度には、生活環境学科介護福祉専攻でも実施し、学生の 2 年間の学びを可視化し学生支援に生かすことにした。一方ライフキャリアフィールドは、選択科目が多岐にわたり、いまだ実施にいたっていない。今後生活環境学科ライフキャリアフィールドでも検討し実施したいと考えている。

建学の精神に基づきディプロマポリシーを設定しているが、その到達度についての定期的な確認手段の一つとして、ルーブリック形式のディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケートを平成 25 年度から実施している。学生に建学の精神がどの程度浸透しているかを数値化して調査分析し、その結果に基づいて改善計画を検討し、改善するためである。各 Semester 終了時に特別演習の時間を利用し、学生は定期的に DP を確認し自己の振り返りを行う。2 年間の到達目標として DP を学生に定着させるためにも効果的である。結果については、1 回生前期の評価と卒業時の評価を比較することでどれだけ成長したかを測定している。なお、このディプロマ・ポリシーに基づく到達度自己評価アンケートの内容・実施方法については、平成 28 年度のディプロマ・ポリシー変更に伴い内容を変更するとともに実施時期を検討し、定期的な見直しを行っている。

また、本学では毎年キャリアアップ研修を本学の卒業生を中心に実施している。キャリアアップ研修に参加した卒業生へのアンケート調査の結果において、本学教育への満足度は概ね高い評価を得ており、学生が就職した企業、福祉施設等を対象とした就職先からの卒業生についての評価アンケートの調査結果においても高い評価を得ている。これらの結果より、学科・専攻課程の学位授与の方針は社会的に通用しているものと判断できる。

大学への編入学者であるが、過去 3 年を振り返ると、平成 28 年度に併設の甲子園大学心理学部へ 3 名の学生が編入している。内訳は生活環境学科から 1 名、幼児教育保育学科から 2 名である。高齢者や幼児の心理などにさらに深く学びたいという理由で、学生の希望があれば編入を希望する学生に対し支援を積極的に行うよう体制を整えている。具体的

には、編入学の募集要項やパンフレットなどについては学生支援室に配架し、学務部の中に編入学担当教員を配置している。

在籍率であるが、退学者数は毎年数名で推移している。本学では担任制を採用しており学生のさまざまな相談に応じている。退学者を減らすためには教職員の連携と同時に学校としての取り組みも重要である。本学では家計急変などの学生に対応すべく、授業料を軽減するために在学中でも長期履修への変更などの取り組みを行っている。また卒業延期者であるが、本学はほとんどいない状態で推移している。各授業の目標到達レベルの低い学生に対しては個別に指導を行うなどしまた、単位取得に関しても担任が中心となって各個人にあった履修指導を行っているためと考えている。

本学の就職率であるが、毎年高い値で推移しており、特に生活環境学科介護福祉フィールド、幼児教育保育学科では専門職就職の割合が高い。就職希望者に対する就職率は、96.4%（平成 28 年度）に達しており、学科に対応した就職先への就職率も高くまた、過去に卒業生が就職した就職先からの求人もあり、求人数の増加は本学への社会的評価の高さを示すものと判断できる。

インターンシップであるが毎年西宮市役所に 1 名の参加がある。インターンシップは学生の社会人基礎力を高めるためにも有効であり、本学では平成 30 年度から授業科目「インターンシップ」を開講することにした。実習前には事前学習をしっかりと行い、また、実習後にはインターンシップで得たことなどの事後学習を行い、5 日以上の実習を行って単位認定する予定で進めている。

本学公式ウェブサイトには卒業生数、就職率など一部公開しているが、今後学習成果として挙げるべき項目について I R 推進委員会等で検討し公表したいと考える。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

前年度に学生が就職した企業・福祉施設・幼稚園・保育所等を対象に、求人の依頼文書とともに、卒業生の進路先からの評価を聴取する質問紙調査票を郵送している。その調査項目は、仕事に対する能力・姿勢を問う内容であり、自発的な行動の有無、計画性、意欲、人間関係、協力、報告・連絡・相談、挨拶、礼儀、時間の厳守、知識・技術の活用、情報収集力、情報機器の操作、説明力の 13 項目である。本調査については、学生部教職員において情報を共有している。また学生部教職員だけでなく、集計結果をまとめた冊子を学生支援室に常置し、教職員が自由に閲覧できるようにしている。

この他にも、就職課職員が、本学への求人の依頼のため企業・福祉施設等を訪問した際に、卒業生の評価、本学の教育に望むことなどについて対話形式で聴取している。この聴取内容は、質問紙調査では把握しきれない、進路先が目線で捉えた評価内容を知ることができる。こうした結果についても学生部教職員で共有するとともに、聴取した内容を出張報告書に記載して事務室に保管し、学生部以外の教職員も閲覧できるようにしている。

以上の卒業生進路先からの評価は学生部教職員を中心に情報を共有し、学生支援・就職支援に活用している。今後の課題としては、進路先から聴取した結果を学習成果に反映すべく学務部とも協働し、授業内容や教育課程の編成に反映する必要があると考える。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教養教育の評価であるが、教養教育の柱である特別演習については、特別演習ノートを用意し毎回その内容について記述し、また前期・後期とも3回から4回の感想文を作成させている。クラス担任は、感想文については提出後ただちに内容をチェックし評価し、特別演習ノートについては前期・後期終了時に特別演習の評価方法に基づきDP到達度の評価項目の一部を評価している。特別演習を含む教養教育全体の評価については、総合教養科目の履修状況からGPAを求め評価するなど、教養を高められたかのアセスメントについては今後学務部等で検討する必要がある。

学習成果であるが、第3評価期間を迎え、学習成果をどのように設定しどのようにアセスメントするかについては見直しを行う必要がある。また、内部質保証体制についても見直し議論する必要がある。

学生の卒業後評価については、外部評価が重要であり、現在実施しているが見直しをする必要がある。就職先へのアンケート内容実施時期などアンケートの実施体制について今後具体的に検討し早急に確立する必要がある。また、聴取した結果の活用についても再度見直しを行いたい。

本学の卒業認定及び学位授与の方針については、今後も学生に対し十分理解させる必要がある。学位授与の方針について半期ごとに学生にその到達度を自己評価させることはディプロマ・ポリシーについての理解を深めるためにも有効であるが、アンケートの集計については継続的な方法・体制の構築が課題となる。

授業科目の成績評価について、適正な到達レベルを設定することなどアセスメント・ポリシーについての検討から策定していきたい。

今後の入学者選抜の在り方については、入学者の動向や国の大学入試改革の方向性を見定めつつ、本学の入学者受け入れ方針について継続的に検討し見直しを進めていくことが必要である。

入試における選考方式についても現行方式に満足することなく、高等学校における学習状況や諸活動、校内外での活動や活動実績を適切に評価するとともに、志願者の意欲や人間性をより効果的に評価できる仕組みをつくることも課題となる。

学生募集においては、女子短期大学という特性や受験者数の減少という問題を踏まえ、本学の独自性や特色づくりを強化するとともに教育課程の充実と効果的な広報戦略を展開し入学生を確保する必要がある。そのために入試対策室の機能の強化充実が課題である。障害のある志願者への合理的配慮については、「学生募集要項」に記載しており、平成30年度入試において視覚障害（弱視）の学生が入学する予定であることから、学内の受け入れ体制や支援体制は充実したものになりつつあるが、本学においての受け入れが初めての経験であるため学内でのより充実した組織体制、支援体制、研究・研修体制の充実が課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

各授業担当教員は、各学科の学位授与の方針をよく理解し、担当科目では授業目的・ねらいに応じて、それぞれに達成目標を設定し、これらの達成目標はウェブシラバスで明示するとともに各授業の初回に学生へ説明している。それらの項目を基準に成績評価しており、授業終了時の学生による授業アンケート実施の際にも、到達目標を再度確認の上実施

し、その徹底を図っている。

また、授業中は学生と教員の双方向での対話や質問の回答、小テストの実施やレポートを課すなどして、それぞれの学習成果の獲得状況を確認しながら詳しく説明している。教員は学習成果の獲得状況により授業を進めることを共通理解しており、一方的な授業にならないように努めている。また、クラス担任は、クラスの学生の学習成果の獲得状況を個別に把握し、学生の資格取得状況や進捗状況の確認、学生生活の支援に活用している。

本学では学生による授業アンケートをセメスターごとに毎年実施しており、平成 29 年度の概要は次の通りである。

(実施科目)	前期	79 科目
	後期	73 科目
	(原則、すべての科目について実施する)	
(実施日)	前期	平成 29 年 7 月 10 日から 7 月 14 日
	後期	平成 30 年 1 月 9 日から 1 月 19 日

合同学科会議や教員協議会で教育研究センター長から授業アンケートの集計結果を報告し、また各教科の評価結果は学長補佐より全教員に伝えられる。教員は結果を認識するとともに、授業アンケートに関しての自己評価や今後の取り組みについて検討し、授業改善や次年度の年間目標・計画設定の資料とし、合同学科会議あるいは教員協議会への報告及び次のセメスター等で学生にフィードバックしている。

本学では複数教員で授業を担当する科目を多く開講している。授業計画立案について教員間での打ち合わせを細やかに行って授業を開始し、進行期間中も進捗状況を報告するとともに、学生の状況を確認し合うなどして担当者間で意思の疎通、調整を行っている。授業の改善のために授業アンケートも活用している。

FD 活動は、FD 及び SD 活動の一環としての学生支援研修会において、授業・教育方法に関係したテーマでの研修が企画・開催され、授業改善の機会としている。

学生の学業状況については担任が、また教育目的の達成状況については各授業担当教員が合同学科会議で報告を行い、学科専任教員全員が学生の状況を共通認識し、支援を行っている。

教員は学位授与の方針を理解し、学生の履修指導、そして卒業と資格取得に至る支援を行っている。なお卒業要件や資格要件については、学生便覧に明記している。担任はもちろん全教員が理解し、オフィスアワー等の時間を利用して学生の相談に対応している。

事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、教員と事務職員が一同に会する教員協議会で現在の課題について相互の理解を深めるとともに、FD 及び SD 活動の一環としての学生支援研修会にも参加して、教員、事務職員が大学を支える両輪の関係として互いに認識し、学習情報の共有及び学習成果についての共通理解を図っている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果獲得に貢献し、学生に接する機会の多い学生課、就職課、教務課、実習指導課、図書課など関係各課の事務職員はもとより、本学のような小規模校では直接的・間接的に学生に接する機会が多いため、関係各課が連携して緊密な対応に常日頃から心がけ、より有効で緊密性に富んだ学生への学習支援を行っている。

また、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握するために、各委員会に関係事務職員が出席し、教育目的、目標などへの認識を深めその達成に向けた貢献に寄与するため周知徹底を図っている。

平成 24 年度に SD 委員会を立ち上げ、研修会を継続実施しているほか、法人本部が実施する全学教職員研修会や講演会などに積極的に参加している。西宮市大学交流協議会及び各委員会に所属し、西宮市内の他大学と連携して学生支援や地域貢献活動に参画している。さらに外部研修への派遣などにより能力開発や相互研鑽を行い、学生支援のために職員のスキルアップに取り組んでいる。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に向けての支援をしている。年間を通じて教育的な活動・行事などに関係事務職員も極力携わり、学生の履修から卒業に至るまでの状況を把握している。

教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、施設設備及び技術的資源を有効に活用し、教育の充実と展開及び学生の学習活動の支援に協力している。

特に、図書館・学生支援室などの専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。図書館では専任司書 1 名が司書業務を行っており、学生に積極的に声をかけ、見守るなど、学習しやすい環境づくりに努めるとともに、学生の図書検索やレポート作成支援を行っている。4 月の新入生対象オリエンテーションでは、全新生にリーフレットを配布して図書館利用ガイダンスを実施し、書架配置や貸出方法を説明している。さらに前期・後期の年 2 回、希望する学生を対象にした図書館ガイダンスを実施しており、学内蔵書検索システム (OPAC) の使い方や国立国会図書館 (NDL-OPAC)・国立情報学研究所 (CiNii) などを利用した文献検索方法、相互貸借及び文献複写の依頼方法を説明している。併せて著作権に関するガイダンスも行い、レポートや卒業論文を作成する学生を支援している。新入生には読書感想文の提出を義務付け、学生の読書意欲及び文章表現の向上を図り、読書感想文作成前には、図書館長が著作権の講話を行うとともに、日常の司書業務においても著作権の意識向上のための支援を行っている。さらに年 1 回図書館ニュースを発行して、教員による推薦図書の紹介や随想、新着図書及び読書感想文課題図書の紹介なども掲載し、学生の学習向上の参考に供している。

図書館の開館時間は 9:00~18:00 までとなっているが、学生の要望によって適宜開館時間の延長に応じるようにしている。介護実習や教育・保育実習期間中の登学日にも特別に図書館を開館し、学生の利便性を高めるよう柔軟な対応を心がけている。希望する図書などの所蔵がなかった場合は、文献複写や相互貸借 (取り寄せ) の相談にも応じている。また蔵書検索 (OPAC) は学外からの相互貸借も可能となっている。

学生のみならず地域社会の文化・情報センターとして、近隣地域に居住する方にも図書館の利用を無料公開している。平成 29 年度は国際図書館連盟 (IFLA-イフラ) により、世界 43 か国 (地域) の図書館員が選んだ絵本 365 冊を国立国会図書館国際子ども図書館から借用し、一般展示公開を行った。来場者は 500 名を越えて、大変好評であった。

平成 27 年度にラーニング・コモンズとして 1 室を情報処理演習室として増やし、コンピュータ環境については、学内コンピュータを授業や学校運営に活用している。情報処理演習室は、IT 社会に対応できる人材を育成するため、学生 1 人に対して 1 台のコンピュータを利用できる環境で授業を行い、情報処理演習授業での利用はもちろん、その他の授業

でもインターネットを検索しての調査やインターネットを補助教材として利用するなどして、パソコンを使った授業効果を高めた授業を展開している。ラーニング・コモンズは、グループ学習が可能のように机の配置を変え、大型テレビやプロジェクター、白板を用意して、学生が自由に討議したり、少人数の授業にも対応できるようにしている。また、パソコンも複数台設置し、グループでインターネット検索し、レポートなどの課題作成や実習報告書の作成、卒業研究などのまとめに自由に使えるようにして、学生が主体的に学ぶアクティブラーニングが可能となっている。

各研究室には1教員に対し1台のパソコンを設置している。授業で使用する教材の作成や学校運営に関わる各種資料の作成に利用している。職員もインターネットを利用した情報検索やデータ解析、報告書の作成などに利用している。入試に関わる業務、就職に関わる業務はもちろん、成績管理や学籍管理にも個人情報に配慮して活用している。

ネットワーク環境であるが、本学の学内LANは、幹線に高速の光ファイバーを敷設し研究室と情報処理演習室を高速なネットワークで接続している。ファイルサーバへの課題提出や教員へのメールによるレポート提出などに利用させている。また、学内LANからインターネットにアクセスして情報検索を行い、レポートの作成、就職活動においても求人情報の検索や企業とのメールのやり取りなどに利用するよう進めている。OSはすべて、Windows 7である。

教職員のコンピュータリテラシー能力には差がある。教職員が互いに協力し、コンピュータの利用技術の向上を図ると同時に、個々の教員のパソコンの利用技術に関するフォローは情報処理担当教員がアドバイスをを行うなどし、個別にレベルアップを図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学手続者には毎年3月の月上旬に保護者同伴のプレガイダンスを実施している。「入学にあたって」と題し、本学の教育理念、校訓について学長講話を実施し、新入学生としての心構えを話している。また、幼児教育保育学科ではピアノのレベルチェックを行っている。初回授業からスムーズに個人レッスンに入れるよう個々のレベルを把握し、春休みに練習してくるよう教則本と楽典（理論）の宿題を出している。

入学者には入学式当日、式後にスタートアップガイダンスを実施し、保護者も一緒にガイダンスに参加している。学務部関係、学生部関係、その他学生生活を送るうえで必要なことを各部の部長が説明し、保護者が来学する機会が多くないため、保護者に説明しておきたいことや依頼したいことも話している。入学後、新入学生対象のオリエンテーション期間を設け、学務部長による学務部ガイダンスや担任によるクラス別ガイダンスで学位授与の方針とそれに基づいたカリキュラムや単位認定、取得可能な資格などの説明を行い、学生の学習成果の獲得に向けて支援を行っている。特に資格取得に関しては、各資格担当教員から直接説明やアドバイスができる機会を設け科目選択のためのガイダンスと支援を行っている。さらに学生部長による学生部ガイダンスを実施し、学生生活に必要な情報を学生便覧中心に説明している。クラス担任はさらに細やかに学生生活のサポートを行っている。

入学後全体で行う学務部ガイダンスに加え、クラス演習を実施してその時間内に履修登録を行っている。「学生便覧」のカリキュラムマップや履修モデルを参考に目標にしている資格に必要な科目を選択するよう指導している。また、授業科目担当の専任教員は履修登録時に学生へ授業の内容など説明し動機付けを行っている。

毎年「学生便覧」を発行し、入学生に対し配布している。「学生便覧」については、毎年関係部署が修正すべき変更箇所がないかを検討し、見直しを行っている。「講義概要」（シラバス）についても毎年その年度に開講される科目について作成している。なおカリキュラムや「講義概要」（シラバス）については電子化し本学公式ウェブサイトに公開しており、インターネットからいつでも閲覧可能である。

各授業担当教員は、授業中に学生の理解度や受講態度などをチェックし、担任と協力して指導を行い、必要に応じて特別課題を課すなどの学習支援を行っている。実習や演習科目については、個別に課題を与えるなどして補習授業を行う場合がある。また、非常勤講師が担当する科目についても連携を密にし、学生の受講状況や理解度を把握し指導するようにしている。また、介護実習や教育実習、保育実習などの実習前には、実習審査を行い、知識や技術が目標レベルに達していない学生に対しては、実習記録や報告書の書き方などについて特別に指導を行うなどきめ細かな学習支援を行っている。

各授業担当教員は、授業の後に自由に質問などを受けようとしている。検定試験などに関する科目を担当する教員は、事前に勉強の仕方についての相談や質問を受けたり、特別補講を行ったりしている。

実習に関しても、実習期間中に進路変更を申し出るなど悩みを抱える学生が増えてきて

いる。介護福祉フィールドでは、介護実習期間中に登学日を設け実習の中間報告や個別相談を受ける体制を整えている。平成 26 年度からは幼児教育保育学科でも、実習期間中に登学日を設け、実習担当教員と個別に相談できる体制を整えた。

また、本学では担任制をとっており、年に数回担任による個別相談を行っているが、学習上の悩みなどについては随時相談を受けている。内容によっては、学長補佐や学務部長が対応し学生の学習成果の獲得に向けて配慮している。さらに平成 27 年度からオフィスアワーを設けた。専任教員は週 1 回昼休みにオフィスアワーを設定し、学生生活や履修に関する相談、就職や進学など将来の進路に関する相談に乗り学生の支援を行っている。相談内容によっては、各専門の教員などと連携を密にし、全学的に学生をバックアップする体制を整えている。

本学では通信による教育は行っていない。

オフィスアワーを有効に活用する体制を整え、新たな目標の設定を支援し、その取り組みについてサポートしている。就職対策として SPI 学習やさらなる資格取得のサポートなどラーニング・コモンズなどを利用して学習支援を展開している。

また、進度の早い学生には、情報処理演習など一部の科目では、難易度の高い課題を与え、さらに他の学生のテクニカルサポートを手伝うなど、よりレベルの高い学習成果の獲得に向けた指導を行っている。ピアノのレッスンについては、個別レッスンを実施し、学生の進度に合わせて課題曲を与え授業を行っている。また、卒業研究や制作のための指導を通じてより専門的知識とスキルの獲得と応用に展開させている。

本学では現在留学生の受入れ及び派遣は行っていない。

学習成果については、学習成果を厳格に測定するため平成 27 年度から成績評価を 5 段階評価で行い、また、学習成果の総合的な到達度については GPA 制度を導入し成績表に記載した。学生自身が GPA 数値を知ることにより獲得状況の確認ができると同時に担任及び本学全体で把握し、保育実習や介護実習などに送り出すまでの特別指導や履修状況と合わせて DP 達成に向けての指導の資料としている。

成績評価は授業形態、授業内容によりレポートを課したり授業中の小テストを実施したりと授業科目によってさまざまであるが、各授業担当教員は、「講義概要」(シラバス)の中に授業目的、到達目標を明示し、設定した到達レベルに応じて成績評価を行っている。学生にとっても学習の目的を理解することができ、教育の質を保証しているといえる。また、試験前の教員協議会などでは、到達レベルを適正な値に設定することを促し、成績評価を教育の質の保証に向けて厳格に適用することを確認している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。

- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活・進路支援のための教職員組織として学生部を設け、教職員が連携して様々な学生支援を行っている。平成26年度から学生生活支援とともに進路支援も含め、学生部と就職部を統合し、学生支援としての学生部に一本化した。また、学生部委員会を組織し、月1回学生部委員会の中で、学生生活に関わる課題や改善について協議している。さらに、平成28年からは学生課と就職課、実習指導課の3課からなる学生支援室を設置し、さらに入試広報室も同室に設置してワンストップサービスを意図して進路・就職・実習の支援だけでなく、カウンセリング、トラブルや事故の届出、学生生活に関する相談を受け、学務部とも連携して支援を行っている。

本学では担任制をとっており、月に1回、Ⅰ・Ⅱ回生合同担任協議会を開催し、学生の学習・進路・生活の現状について報告し、情報を共有すると共に個々の学生に応じた助言や支援について協議している。担任は学生支援室との連携を緊密に行っている。

学友会は、学生相互の自主的協力により、学生生活の向上発展を図ることを目的としている。学友会役員会は学友会の執行機関として中心的な役割を担っている。

さらに学友会の企画機関として、クラスごとに選出される正副委員からなる学友会委員会が置かれ、各クラスの生活委員、大学祭委員と協力して学生生活の向上を目指して活動を行っている。

生活委員は月1回生活委員会を開催し学内美化、マナーの向上等について担当教職員と話し合う機会を設け、学生生活の環境整備に努めている。大学祭委員は学友会役員とともに大学祭の運営を担っている。

学友会活動の主要行事として大学祭がある。学友会役員会と各クラスの大学祭委員が中心となり教職員もサポートし、ステージ発表、バザー、模擬店、植木市を行っている。学生が協同の精神のもと取り組む全学的活動であり、また保護者、卒業生や地域住民の参加も多く、地域交流の機会ともなっている。

その他、クラブ同好会活動も、学生が主体的に参画する活動である。それぞれのクラブ・同好会には教員が顧問となり支援している。園芸部では定期的な活動の他、西宮フ

ラワーフェスティバルへの園芸作品の出品など、地域の催しに積極的に参加している。

学生食堂は、売店の設置など、学生のキャンパス・アメニティについては、学生ホールを3階（202㎡）、地下（110㎡）に2か所設置している。学生ホールは学習や食事ができるテーブル、催物の掲示板、自動給湯装置、飲料水の自動販売機が設置されている。地下にはクラブ室（220㎡）や学友会室（36㎡）、ロッカー室（254㎡）がある。ロッカーは一人に2台ずつ貸与され、卒業までの期間使用することができる。食堂の広さは648㎡、約600名が一度に食事をすることができる。食堂内に購買部があり、各種文具や日用品などを販売している。保健室には、養護教諭一名が配置されており、体調不良者などの対応とともに健康相談に応じている。また、平成27年9月には、学生の要望に応え2階及び3階の学生用トイレ4か所のリニューアルと、地下ロッカー室横にパウダールームを新設した。

宿舎が必要な学生への支援として甲子園短期大学学生寮がある。本学から徒歩3分の所（西宮市天道町18番24号）に平成6年に建設され敷地658㎡、鉄筋コンクリート造り3階建て、面積1,075㎡の建物である。内部はワンルーム形式の居室が40室、各階に談話室、シャワールーム、インターネットに接続できるパソコン設置など、快適な学生生活を送るための配慮がなされている。教員でもある寮監が、日常生活の中できめ細かな生活指導と支援を行っている。

通学のための便宜としては、自転車通学者のため学舎の北側に本学院専用の屋根付き駐輪場（478㎡）を設置し、平成24年度に防犯対策として夜間自動点灯する蛍光灯を設置した。毎年4月に、安全講習の実施とともに駐輪場使用希望者を募り、登録制としステッカーを配付している。登録の際には、自転車保険の加入を義務付けている。通学バスは、JR及び阪急電車の最寄り駅から徒歩圏内のため運行を行っていない。また、学生の自動車通学は禁止しており、学生用の駐車場の設置はしていない。

奨学金など学生への経済的支援のための制度として、日本学生支援機構奨学金、兵庫県介護福祉士修学資金貸付制度、兵庫県保育士修学資金貸付事業・神戸市保育士修学資金貸付制度、（一社）生命保険協会 保育士養成給付型奨学金を活用している。なお、平成28年度には奨学金候補者選考要綱を検討・策定した。今後多様化と拡大が予想される奨学金制度への対応を図っている。

平成29年度末における日本学生支援機構奨学金と兵庫県介護福祉士修学資金、兵庫県・神戸市保育士修学資金、生命保険協会 保育士養成給付型奨学金の取得状況は下記の通りである。

日本学生支援機構奨学金

平成30年3月現在

種別等 受給者	第一種奨学金		第二種奨学金					合計
	3万円	5.3万円(自宅) 6万円(自宅外)	12万円	10万円	8万円	5万円	3万円	
I回生	0人	3人	3人	2人	5人	6人	0人	19人
II回生	0人	5人	0人	4人	6人	0人	0人	15人
計	0人	8人	3人	6人	11人	6人	0人	34人

*第一種と第二種の奨学金を併給者数は重複して換算

兵庫県介護福祉士修学資金、兵庫県・神戸市保育士修学資金 平成 30 年 3 月現在

事業名	兵庫県 介護福祉士等修学資金貸付事業	兵庫県・神戸市 保育士修学資金貸付事業
実施主体	兵庫県社会福祉協議会	兵庫県保育協会・神戸市私立保育園連盟
貸付 限度額	月額 5 万円 入学準備金 20 万円 国家試験受験対策費 8 万円 就職準備金 20 万円	月額 5 万円 入学準備金 20 万円 就職準備金 20 万円
返還 免除	卒業後 1 年以内に介護福祉士として兵庫県で 5 年以上介護業務に従事	卒業後 1 年以内に保育士登録をし、兵庫県内の保育所等で 5 年以上保育業務に従事
貸与者	2 名 (Ⅱ回生)	1 名 (1 回生)

生命保険協会 保育士養成給付型奨学金 平成 30 年 3 月現在

奨学金の名称	生命保険協会 保育士養成給付型奨学金
実施主体	生命保険協会
給付額	月額 2 万円
対象者	全 1 名 (Ⅱ回生を対象とする)

また、本学独自の奨学金制度としては、甲子園学院奨学金をはじめとする下記①～③がある。

①甲子園学院奨学金…創立 60 周年記念事業の一環として、当時の学校法人甲子園学院学院長久米利男の提言により、建学の精神に則り、奨学金を給付することにより学業を奨励し、もって社会に有為な人材を育成することを目的として創設された。

- ・受給資格 学業成績・人物ともに優れ、かつ学業を奨励するに足る者とする。
- ・奨学金の額及び給付人数

第一種 授業料学費年額の全額相当額 若干名

第二種 授業料学費年額の半額相当額 若干名

- ・給付及び返還 年 2 回、返還の必要はない。

ただし、平成 21 年度以降該当者がいない。

②資格取得等特別奨励金制度…本学が定める資格・検定（漢字検定準 1 級以上、グリーンアドバイザー、販売士 2 級、消費生活アドバイザー、日商簿記検定 1 級など）に合格した学生に、資格取得等特別奨励金として 2 万円を授与する。

③就職内定特別支援金制度…公務員試験採用内定者及び別途定める就職先採用内定者に、就職内定特別支援金として 10 万円を内定時に授与する。平成 27 年度は 1 名（尼崎市の保育士採用内定）に授与され、平成 28 年度・29 年度は該当者なしであった。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制としては、保健室には養護教諭が常駐し健康や保健に関する指導や助言を行っている。負傷や体調不良などに対しては応急処置を施し、必要であれば医療機関へ連絡、搬送するなど急患対策にも配

慮している。全学生を対象に定期健康診断を4月に実施している。有所見者には再検を実施しさらに精密検査が必要な学生には個別に対応し、有病者の早期発見、早期治療ならびに予防に役立っている。保健室にて養護教諭による相談・指導を随時行っているが、定期的に学校医による学生の健康相談・保健指導を行い、カウンセリングルームでは毎週1日、臨床心理士によるカウンセリングを実施している。

また、特別演習において、外部講師を招聘して「食生活」や「母性保護」等、生活習慣や健康に関する講演を行っている

平成25年度より全学生を対象に、無記名での学生満足度アンケートを実施し、①学習支援への満足度、②学生生活支援への満足度、③就職支援への満足度について調査している。平成28年度の学生満足度アンケート調査より、学生の意向をより具体的に把握するため、教員側が設定した質問項目に対して尺度で回答する量的調査に加え、自由記述欄を設け、学生の視点で捉えた課題や要望を掬い取っている。

現在留学生は在籍していない。

社会人が仕事を続けながら就学する、あるいは育児や介護等を行いながら就学する場合、学修時間を十分に確保することが困難である。そこで、平成21年度より、就業年限を延長する長期履修制度を導入している。また平成28年度から離職者等再就職訓練事業による委託訓練生を毎年受け入れている。

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、本学においても障害者の受け入れのための施設を整備するなど、障害者の支援体制を整えている。園芸実習場は段差を少なくして車いす対応としている。また、介護実習、宿泊実習の施設である生活実習ハウスは全館バリアフリーとしており、車椅子対応のキッチンスペースも完備している。ここ数年障害者の受け入れ実績はないが、平成27年10月には、2階及び3階の学生用トイレ4か所のリニューアルに伴い、障害者対応のトイレを新設した。続いて、平成28年1月にエレベーターの改修を行ったが、今後も随時校舎のバリアフリー化を検討する予定である。

平成27年度には、障害者基本法その他の法令の定めに基づき「甲子園短期大学障害学生修学支援規程」を策定・施行し、障害のある学生（身体等に障害があり、障害者手帳を有する者またはこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者で、本人が支援を受けることを希望する者をいう。）に対して公正な教育を保障し、修学及び学生生活における支援を積極的に推進することを目的として「甲子園短期大学障害学生修学支援委員会規程」を定め、委員会を設置した。

平成21年度より、仕事を続けながら就学する、あるいは育児や介護等を行いながら就学する学生等、学修の時間を十分に確保することが困難な学生を対象として、就業年限を延長する長期履修制度を導入している。平成29年度からは長期履修生制度を在学生にも適用した。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動など）は、本人の生活経験を豊かにし人格形成に多大な影響をもたらすものである。同時に、社会的な貢献を行う場であり、学生にその機会を増やすよう推奨している。本学では、最近の大規模自然災害に対し、ボランティア養成研修の準備及び市や他大学機関との連携を含め協力する環境の整備に取り組んでおり、平成28年度においては、認定NPO法人 日本災害救援ボ

ランティアネットワーク理事長である渥美公秀氏を招き「災害ボランティアの現在」と題し、公開講座を行い、平成 29 年においては、西宮市社協ボランティアセンターより講師を招き、「ボランティアのすすめ（1）-私たちにできること-」のテーマで、特別演習を行った。

本学は、平成 26 年 4 月 1 日に西宮市と「西宮市と甲子園短期大学との包括連携に関する協定書」を締結し、その一環として「フラワーフェスティバル in 西宮」のガーデンコンペ、ミニ花壇や花鉢等、学生による作品の出品を行っている。平成 29 年度からは、園芸作品の出品だけでなく、本学のブースを設置し、学生が主体となり、来場者を対象に園芸体験や、子ども遊びコーナーなどの企画を行い、本学の教育の特色を広く伝え、市民と学生との交流を深める場としている。

この他、西宮市が主催するインターンシップへの学生派遣など、西宮市との連携を図っている。

教育活動においても地域住民や、福祉施設との連携を進めており、主な活動としては幼児教育保育学科による西宮市大矢町のクリスマス会におけるボランティア活動、園芸療法・介護福祉フィールドにおける高齢者介護施設等でのボランティア活動などであり、地域との連携を密にした教育活動の実践をめざしている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

平成 28 年度より入試室、学生課、就職課、実習指導課の連携を図るべく「学生支援室」を設置し、就職課は、入試室、学生課、実習指導課の職員と連携し、就職におけるミスマッチを防ぎ、就職率の向上と早期離職の防止をめざした就職支援を行っている。

毎月 1 回開催の学生部委員会では、委員会メンバーである就職課長より、学生の就職活動状況や求人情報などについて報告があり、就職支援のあり方や、各期の就職ガイダンスの内容、具体的な就職支援対策について協議している。Ⅰ・Ⅱ回生合同担任協議会（毎月 1 回開催）でも就職課職員の報告を受け、各担任が学生の就職活動状況や求人情報を共有し具体的な就職支援策を協議している。学生満足度調査における就職支援への満足度の結果をみると、一斉に行うガイダンスよりも、個別面談の指導、履歴書、エントリーシート、文書の書き方指導については満足度が高く、学生の就職活動が多様化するなかで、就職支援においても個々の希望に応じた個別的な対応が望まれている。

学生支援室には、企業、福祉施設、幼稚園、保育園の情報やパンフレット類、公務員試験を含む就職試験対策の問題集を配架しており、これら書籍などについても学生が自由に

閲覧できる環境を整えている。また、学生支援室には学生専用パソコンを配備し、学生がインターネットを利用した求人情報の検索、企業や福祉施設、幼稚園、保育所の情報を収集できる環境を整えている。介護福祉施設への就職を希望する学生については、インターネットを活用し介護事業所の状況（事業所の概要と運営状況、特色、利用者と職員の状況など）を収集するツールとして、「介護サービス情報公表システム」の活用を促している。

(<http://www.kaigokensaku.jp>)

また、学生支援室前のコーナーを活用して面接練習のためのスペースも設けている。

多様な専門的職業に対応できる資格取得を可能とする教育課程を編成している。幼児教育保育学科では、幼稚園教諭二種免許状、保育士、園芸療法士、社会福祉主事任用資格、幼稚園・保育園のためのリトミック2級指導資格を取得することができる。生活環境学科においては、介護福祉士（国家試験受験資格）、医療管理秘書士、診療実務士（1～3級）、園芸療法士、アロマコーディネーター、社会福祉主事任用資格が取得可能である。取得できる資格についての要件は、学生便覧で明示するとともに、ガイダンス等で学務部、担任から説明を行い、資格取得をサポートしている

就職支援は、2年間を通して、保護者・学生合同就職説明会、就職ガイダンス、内定者研修などI回生及びII回生を対象とした支援、そして学生の多様な進路選択に対応する個別の採用試験対策・履歴書指導など、きめ細かい就職支援を展開している。I回生の後期には学生部作成の「就職活動の手引」を配布し、就職活動での活用を図っている。同時期に就職状況の動向及び社会が求める人材についての内容で保護者・学生合同就職説明会を開催し、学生のみならず保護者にも近年の就職活動の実情や、資格取得の重要性について認識を深める機会としている。就職ガイダンス「卒業生による講演」では、介護福祉士、医療事務、幼稚園教諭、保育士資格等、本学で取得した資格を生かし、様々な業種で活躍している卒業生を講師として迎えて実施している。卒業生による各業種の具体的な業務の内容、仕事の魅力や働く姿勢についての講話は、就職活動を始める学生にとって様々な業種に対する理解を深め進路選択の視野を広げるよい機会となっている。

社会人基礎力をつけるための講義としてI回生科目「女性のためのライフデザイン」「社会人としてのマナー」や「キャリアキャッチ演習」がある。これら授業では自らの生き方をデザインし自立することの必要性と、社会人としての基礎力を養成することを目的としてキャリアデザインに関する演習、コミュニケーションスキル、そして社会人としての基礎的知識である時事や言語、数的処理などを教授している。

I回生の3月までには、学生全員に対して職種などの希望を聞く個別面談を就職課が中心となって実施している。また、エントリーシート・履歴書の書き方、面接練習などは学生個々に対応している。就職に向けての資格取得については、学科と連携して、学科の専門に関わる国家資格とは別に、漢字検定やワープロ検定などの資格取得に向けて支援の体制をとっている。

公立の幼稚園・保育所の採用をめざす学生を対象として、I回生後期より公務員採用試験対策講座を開講している。また、就職希望者全員の内定を目指し、ハローワーク西宮（西宮公共職業安定所）との連携を密にした就職支援を行っている。

さらに、既卒者を対象として求人情報をファイリングし、卒業生も支援している。

生活環境学科介護福祉専攻では介護福祉士の国家資格を取得し、幼児教育保育学科では

甲子園短期大学

保育士資格ならびに幼稚園教諭二種免許状の国家資格を取得するので、資格を生かした専門職就職が多い。生活環境学科生活環境専攻では一般企業の他、医療事務、フードコーディネーターの資格等、専門を生かした就職が増加傾向にある。

今後の課題は、政府の介護福祉及び保育士待遇の改善の方針、施策について学生に理解を促し、資格取得のみならず、資格を生かした専門職への就業に対する意識づけを早期から行い、就業に結びつけることである。

専門職就職の状況（平成 27 年度～平成 29 年度）

生活環境学科

(専門職内訳) (名)

		卒業 者数	就職 者数	専門 職数	そ の 他	専 門 職 / 就 職 (%)	専 門 職 / 卒 業 (%)	医 療 事 務	食 品 調 理	介 護	そ の 他 専 門 的	専 門 職 合 計
平成 27 年度	生活環境専攻	10	9	3	6	33.3	30.0	3	0	0	0	3
	介護福祉専攻	10	10	10	0	100.0	100.0	0	0	10	0	10
平成 28 年度	生活環境専攻	18	14	4	10	28.6	22.2	4	0	0	0	4
	介護福祉専攻	6	5	4	1	80.0	66.7	0	0	4	0	4
平成 29 年度	生活環境専攻	11	7	3	4	42.9	27.3	3	0	0	0	3
	介護福祉専攻	8	7	7	0	100.0	87.5	0	0	7	0	0

※ 平成 29 年度Ⅱ回生は専攻制

幼児教育保育学科

(専門職内訳) (名)

	卒業 者数	就職 者数	専門 職数	そ の 他	専 門 職 / 就 職 (%)	専 門 職 / 卒 業 (%)	教 育 / 幼 稚 園	福 祉 / 保 育 所	そ の 他 専 門 的	専 門 職 合 計
平成 27 年度	37	35	32	3	91.4	86.5	2	24	6	32
平成 28 年度	37	35	31	4	88.6	83.8	13	17	1	31
平成 29 年度	21	19	18	1	94.7	85.7	7	10	1	18

進学に対する支援として、短大卒業後の進路の一つとして 4 年制大学への編入学を薦めている。平成 27 年度入学生から甲子園大学栄養学部フードデザイン学科への編入を促した

めに生活環境学科に編入のための科目を導入した。

編入学に関しては、学生支援室に大学編入学の資料を多数揃え、学生が自由に閲覧できるようにしている。編入学を希望する学生については、学務部に所属する教員が個別指導によりきめ細かな支援を行っている。特に、学校法人甲子園学院が併設する甲子園大学については、学部紹介や特別編入学制度などを周知する編入学ガイダンスを毎年実施し編入学を促している。栄養学部栄養学科のみ欠員がある場合2年次編入、心理学部及び栄養学部フードデザイン学科へは3年次編入が可能である。平成28年度は3名の学生が甲子園大学心理学部へ編入したが、平成29年度の編入希望者はいなかった。

留学に対する支援は、現状希望する学生がいないため行っていない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学にとって学生支援という視点から、教員組織はもちろん事務組織も重要である。学生を支援する本学の事務組織として教務課、学生課、就職課、実習指導課、入試対策室、図書課及び庶務課があるが、この7つの組織を有機的に結び付け、さらに学生支援体制を強化して、合理的配慮を含めて対応していく。

課題解決型の学習の増加により、ラーニング・コモンズでのアクティブラーニングや自習等が実施可能な学習環境を確保して、自発的な学びの場で学生がより積極的に活用できるようなサポートが今後の課題である。また教職員も学生支援研修会などのさまざまな研修を重ねて専門性の高い授業や、特性や能力を持つ多様な学生に応じた学習支援スキルの向上を図ることが求められる。

次に、図書館の利用に関しては、特別演習などの授業と連携した図書館活用ガイダンスを実施して広く学生の利用を促し、購入希望図書もリクエスト制にして、読書感想文募集によって読書への関心を高める努力をしている。今後も学生の希望を取り入れ、学生の利用を促進する方策を検討して、さらに学生の求めるニーズに応えた図書館として情報提供を図っていきたい。

また、SD活動については活動がまだ十分とは言えないので、FDとの連携にとどまらず学内外研修の機会を増やし、先進的なSD活動を通じた学生支援の向上を図ることが課題である。

進路の多様性に対し、自ら希望職種を決定することができなかつたり就職活動に躓き就職に対する意識が低下するなどの学生が増加傾向にある。多様化する学生の価値観・自己決定力や失敗に打ち勝つ経験の乏しさが、就職活動を困難にしている状況があるといえる。学生は職業選択において自己の興味や好み、自己実現を重視する傾向がある一方で、職業の実際や自己の適性に対する理解が不十分であるため、職業選択において強い葛藤を抱く傾向がある。

平成29年度学生満足度アンケートにおける学生の就職支援に関する評価(5段階)をみると、就職支援に関する評価は概ね3.5前後の評価であり、履歴書、エントリーシート、面接練習など、個別の就職支援に対する評価が高かった。それに対し、I回生またはII回生に対し一斉に行う就職ガイダンスの評価はやや低く3.3であった。学生の就職に対する意識の多様化に伴い、学生個々の状況に応じた個別の支援が求められているといえよう。生活環境学科では、介護福祉士の資格を取得した学生は全て介護分野に採用され、幼児教

育保育学科においても9割以上が保育士、幼稚園教諭として採用されており、専門職就職率は堅調に推移している。今後は、就職担当・実習担当・担任がより一層連携を密にした対応が求められる。

平成27年度入学生から甲子園大学フードデザイン学科への編入を実現するためのカリキュラムを編成した。編入を希望する者に対しての具体的なサポートを検討することが課題となる。介護福祉専攻及び幼児教育保育学科の学生については、高齢者、障害者や幼児の心を深く理解するために甲子園大学心理学部への編入を支援したい。

幼児教育保育学科の学生は、保育所、幼稚園での実習があり、生活環境学科の介護福祉専攻（I回生においては介護福祉フィールド）においては福祉施設での実習があり、現場での実践的な学びは、職業選択、職業への接続に役立っている。しかし、生活環境学科生活環境専攻（I回生においてはライフキャリアフィールド）においては、実習の機会がない。そこで今後は、ライフキャリアフィールドの学生が希望する分野でインターンシップを行える教育課程の編成を考えていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

平成27年度にオフィスアワーを設定したが、学生の利用は低調である。掲示板で案内はしているが、今後は、時間枠の拡大や教員との連絡方法の多様化、そしてガイダンス等で周知により積極的な利用を促したい。また、その活用方法として成績優秀で積極的な学生に対して、学生相談だけでなく、さらなる目標を目指す高度な学習支援を行いたい。

次に、図書館の利用に関しては、利用頻度が伸び悩んでいるので今後も図書館に対する要望をアンケートなどで調査し、学生の求めているニーズを把握し図書館利用度向上について検討する。

SD活動については、まだ十分とはいえないので、FDとの連携にとどまらず学外研修の機会を増やし、先進的なSD活動を通じて職員の資質向上と学生支援の向上を図る。

本学の学友会活動の中心であるクラブ活動や大学祭などへの学生の主体的な活動に対しては、担当教職員を配置するなど支援環境を整えているが、クラブの休部が増え、入部する人数も減少傾向にあり対策が求められている。本学には専門教育と関わりのある園芸部、児童文化部、ホームメイドクッキングクラブ、また運動部として卓球部がある。各クラブ・サークルの部員と学友会役員、顧問が互いに連携して活動を活発化していく必要がある。

なお、学生の要望を取り入れた学生ホールなどの施設の環境整備についても検討している。さらに奨学金については、周知時期、手続きの方法など学生が取り組みやすいよう検討し、公平性と透明性を図りたい。

就職活動については、幼児教育保育学科では、専門職就職率は年々向上してきているが、平成27年度から平成29年度では約1割の学生が専門性を生かしていない。就職担当・実習担当・担任がより一層連携を密にした対応を行う必要がある。

さらに学校法人甲子園学院は、平成28年熊本地方の地震により甚大な被害、また影響を受けられた被災地出身の受験生及び災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同地震により同等の災害に遭われた世帯の受験生に対し、他の特典制度と重複申請はできないが、入学免除・授業料減免並びに短大寮を利用の女子学生の寮費免除等の特別措置を講じる

学生支援を決定した。今後こうした甚大な被害が生じた場合は、特別措置を講じる必要がある。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

ディプロマポリシーについては、毎年見直しを行い変更後はディプロマポリシーを記述した学生便覧を非常勤講師にも配布し周知している。また、シラバスの作成を依頼するときも変更後のディプロマポリシーを配付して各授業に反映するようにしている。各授業とディプロマポリシーの関連については、カリキュラムマップを作成し平成 28 年度から学生便覧に掲載して学生に周知している。

入試に関しては、志願者の能力・適性を多面的・総合的に判定するために、専門学科・総合学科推薦入試を導入し、また幼児教育保育学科の選考試験で音楽実技方式を取り入れた。

また、卒業生アンケート、就職先アンケートについては、今後重要なアセスメントであり現在の内容を見直し、項目・時期・実施体制、集計方法など平成 30 年度には検討し、平成 31 年度から実施する予定である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程に関してであるが、まず特別演習の評価方法については、平成 29 年度にディプロマポリシーに対する到達度項目を追加し作成したが、次年度はより細かな基準作りに学務部を中心に取り組む。教養教育の達成度評価についても履修科目数のアセスメントを中心に学務部で検討する。学習成果については、そのアセスメント方法含め学務部で検討するとともに IR 推進委員会で内部質保証の体制づくり含めそのあり方を検討する。

また、内部質保証の PDCA サイクルを実行するにあたり、外部評価は重要となる。就職先へのアンケートを含め具体的な評価項目の検討実施体制についても IR 推進委員会中心に議論し次年度に検討する。

学生募集については、入試対策室の機能の強化充実が課題となる。本学の独自性や特色づくり、効果的な広報戦略について入試部を中心に議論する。

学生支援に関してであるが、本学では FD・SD 研修会を合わせた学習支援研修会を実施している。次年度は教員と職員それぞれの研修会も重要であり、今後 FD と SD を分離した定期的な開催を検討する。

また、現在学生が主体的に行う課題解決型の学習が必要とされている。図書館の利用、ラーニングコモンズの利用も視野に入れ学生の支援体制について検討を行う。

また、最近多様な学生が入学している。今後学生個々の状況に応じた個別の支援が求められており、教職員一体となったより一層の連携を行う。

インターンシップについては、次年度から教育課程の中に授業科目を設定する。生活環境学科の学生に履修を勧め実践的な学びとしてのキャリア教育を行う。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

短期大学及び学科の教員組織は編制されている。また、短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 をクリアして配置されており、その職位は学位、教育実績、研究業績、製作物発表、その他経歴など短期大学設置基準の規定を充足している。

教員については、短期大学設置基準第 7 章の資格を満たす者を任用するとともに、さらなる教育研究業績の積み上げを目指すよう奨励している。また、各教員は授業担当科目の専門領域に関わる研究活動を行っており、本学公式ウェブサイトにおいて、学位、担当科目、専門分野、研究業績、社会的活動などを公開、すべての専任教員の職位が短期大学設置基準に合致している。学科の教育課程編成・実施方針に基づいて専任教員と兼任・兼担非常勤教員を配置し、さらには特色ある授業を実施するため必要に応じ特別講師を招聘している。

教員の採用は「甲子園短期大学教員の人事に関する規程」に基づき審査・選考された候補者について教授会の意見を聴き、理事会の承認を得て任用を決定している。また、昇任については選考基準、就業規則に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学

- 科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
 - (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
 - (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
 - (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
 - (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
 - (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
 - (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
 - (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
 - (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

専任教員の研究活動（著作、論文発表、学会活動、国際会議出席など国際的活動、その他社会的活動）は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施についての学務部委員会での協議による方針に基づく教育研究センターの活動により、研究発表・学会活動において成果をあげている。過去3年間の研究実績は下表に示すとおりであり、その研究など活動は各教員の授業担当科目の専門領域に関わるものが中心であり、所属学科の教育課程編成・実施の方針に沿った研究活動等となっている。

なお、国際的活動の展開に向けた督励も行っている。

専任教員個々人の研究活動の状況は、研究紀要や「教育研究活動報告」などにより本学公式ウェブサイトで公開されている。

① 平成27年度～平成29年度 専任教員の研究実績表

氏名	職名	研究業績				国際的活動の有無	社会的活動の有無
		著作数 制作数	論文数	学会など 発表数	その他		
久米 翠娥	教授	26				無	有
早坂 三郎	教授	1	1	2	3	有	有
永藤 清子	教授		2			無	有
吉井 隆	教授		4			無	無
田中 昌美	教授	1	1	1		無	有
瀧上 凱令	特任教授					無	無
坂本 正子	特任教授	1	1			無	有
池上貴美子	特任教授	2	4	1		無	有
浅田 雅宣	特任教授	2	3		6	無	無
吉田 景一	准教授		1	1		無	無
屋島 哲也	准教授					無	有

千原 智美	准教授		3			無	無
高野 恵子	特任准教授		3		1	無	有
増田美由紀	特任准教授				1	無	無
畑 啓子	特任准教授					無	無
山本 俊光	専任講師	1	3	6		無	有
上田 智佳	専任講師		1		3	無	無
中村美智代	専任講師		3	6		無	有
前川智恵子	専任講師					無	無
種子田順子	特任専任講師	1	1		16	無	有
中野久美子	助教	2	1	2	1	無	有
保田 洋	助教		5	3		無	有
原 千明	助教		4	5		無	無

専任教員による外部研究資金については、平成 27 年度～平成 29 年度は採択がなかったが、今後積極的な申請について研究活動の不正防止と併せて、教育研究センターを中心として取り組んでいるところである。

専任教員の研究活動に関する規程については、平成 21 年 4 月 1 日に「学校法人甲子園学院教育・研究者行動規範」を制定・施行し、平成 26 年 4 月 1 日「甲子園短期大学研究倫理規程」「甲子園短期大学研究倫理委員会規程」「甲子園短期大学研究倫理委員会運営細則」を制定、加えて新たに「甲子園短期大学研究活動に係る不正防止に関する規程」「甲子園短期大学公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」「甲子園短期大学公的研究費の内部監査規程」「甲子園短期大学公的研究資金等取扱規程」を制定・周知し、教育研究センターの所掌事項として研究活動が高度な倫理意識のもと公正に行われるように努めている。また、学生にも特別演習や卒業論文の指導などにおいて説明し、研究倫理意識の向上に努めている。特に平成 29 年度は文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室の指導の下「研究活動に係る不正防止に関する規程」等を全面改正し、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの結果について体制整備の要件を満たしているとの了承を得た。

専任教員の研究成果を発表する機会としては、本学の研究紀要である「甲子園短期大学紀要」を毎年 1 回発行し、必要に応じて特別号の発行を行うとともに、その内容は本学公式ウェブサイトの教育研究活動(<http://www.koshien-c.ac.jp/kenkyu/index.html>)においても公表している。平成 22 年度より査読制を導入し、本学教員の研究成果を発表するよい機会となっている。平成 29 年度は、平成 30 年 2 月に第 36 号（論文 5 編、報告 2 編、総 55 頁）を刊行した。

また、平成 24 年度からは、本学公式ウェブサイトの教育研究活動においても、研究活動ニュースとして、毎月 1 回更新し、情報を公開している。

専任教員が研究活動を行う部屋としては、1 人 1 室ずつの個別研究室を原則とし、各研究室には、デスク、事務用テーブル、電話機、パソコン一式、学内 LAN 端末、面談セット、

書棚、キャビネットなどが設備されている。

研究、研修などを行う時間の確保については、専任教員（助教を除く）には週1日の研修日を設定している。また、会議や打ち合わせは原則として金曜日午後とし、研究時間の確保を図っている。また、教員の研究に必要な諸経費を賄うため、個人研究費を支給している。

平成29年度研究費関係支出状況

項目	支出額	細目
機器備品・消耗品など	284,658円	用紙、インクなど
図書費	7,500円	
旅費	110,450円	学会出張費など
合計	402,608円	

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席などに関する規程については、「甲子園短期大学専任教員海外派遣規程」を制定し、教員の国際的視野の醸成と研究・教育の国際化・学際化への向上の機会確保を図っている。

FD委員会規程を制定し、委員会が中心となって、先進事例などの調査・研究、学生による授業評価の調査・分析、教育理念・目標や教育内容・方法及び自己点検・評価活動などにかかる組織的な研究・研修、その他委員会が必要と認めた事項などの調査・研修事業を実施している。

本学では、上記のFD委員会規程に基づいてFD活動や研修会を適宜行っている。下記に示すように、本学教職員を対象に開催される研修会においては、主にFD活動に関係したテーマを扱っている。なお、FD活動とSD活動を連携して学生支援を総合的に行う機会の必要性から、平成24年度からは「学生支援研修会」との名称にて、FD及びSD活動の一環として開催できるようにし、平成28年度も学生支援研修会を開催し、学生支援の活性化を図った。平成27年度～平成29年度は3年間で計27回の学生支援研修会を行った。

専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。また、複数教員による授業科目も開講しているので、各期ごとの授業アンケート結果を資料に全専任教員が授業内容・方法の改善に努め、相互研鑽に役立て、非常勤講師への周知も担当者間で図っている。さらに、教授会はもとより学務部委員会、学生部委員会、その他各委員会並びに合同学科会議、合同担任協議会、教員協議会、短大連絡会などを通じて緊密に連携し、学生支援への理解と情報・方針を共有し、学生指導を親身できめ細やかに行っている。

FD・SD活動の概要（平成27年度～29年度）

学生支援研修会		
年度	研究会テーマ	講師
平成27年度	① 今年度の基礎演習の改訂点と概要、基礎演習の学生配属と具体的な進め方について	① 学務部長 吉井 隆 専任講師 種子田順子
	② 高校・大学の動きから考える入試改革への対応について	② 入試対策室長 中川裕嗣
	③ 管理職研修の内容伝達	③ 教務課長 谷口 祐一
	④ 研究活動の不正防止の概要と規程及び個人情報保護	④ 教務課長 谷口 祐一

	規程について	教育研究センター長 早坂 三郎
	⑤ アクティブラーニングについて	⑤ 学務部長 吉井 隆
	⑥ 最近の就職事情について	⑥ 就職課長 濱口 淑子
	⑦ 障害学生支援に係る活動と諸規程について	⑦ 教育研究センター長 早坂 三郎
	⑧ 女子大学生の対人距離に関する論文講演	⑧ 特任教授 池上貴美子
平成 28 年度	① 基礎演習について	① 学務部長 吉井 隆
	② 和衷協同の精神を教育的な人間関係に生かす	② 特任専任講師 伊藤弘顕
	③ 研究活動における不正行為への対応について	③ 教育研究センター長 早坂 三郎
	④-1 学内バリアフリー化の進捗状況	④-1 特任准教授 高野恵子
	④-2 簡易担架を用いた搬送法	④-2 特任准教授 高野恵子
	⑤ 日本能率協会 JMA の「学生募集力強化セミナー」の内容伝達	⑤ 事務長 浅野 卓也
	⑥-1 平成 28 年度第三者評価結果の内示案について ⑥-2 平成 27 年度実施の文部科学省の教職課程視察結果について ⑥-3 教職課程の改善状況と平成 29 年度計画について	⑥-1 教育研究センター長 早坂 三郎 ⑥-2 特任教授 池上貴美子 ⑥-3 特任教授 坂本正子
平成 29 年度	① 学校の危機管理～非常時の施設管理のあり方	① 事務長 浅野卓也
	②-1 教職課程の再課程認定について ②-2 障害のある学生への合理的配慮及び体制整備	②-1 准教授 千原智美 ②-2 専任講師 中村美智代
	③ 第 3 クールの認証評価について	③ 教授 吉井 隆
	④ 教員の研究分野の動向と教育の狙い 1 おいしさの創造と評価 2 応用情報学を用いた多様な分析方法 3 暮らしを豊かにする植物の香りの利用	④-1 助教 中野久美子 ④-2 助教 保田 洋 ④-3 助教 原 千明
	⑤ 障害のある学生の受入れについて	⑤ 准教授 吉田 景一

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織については学長の下に事務長以下の事務局を庶務課、教務課、学生課、就職課、

実習指導課、入試対策室、図書課の7部署を配属し、職務分掌及び責任体制を明確化している。

専任事務職員は、それぞれの職能に応じた専門的な職能を有する職員を任用するとともに、常に相互研修などにより資質の向上に努めている。

法人本部で定められた就業、服務、経理等に関する事務関係諸規程とともに、短期大学においても学生の授業・行事等の出欠に関する取扱規程、諸証明書交付要綱、臨地実習費の取扱いに関する要綱などの諸規程を独自に整備している。

事務部署は庶務課・教務課と学生支援室（学生課・就職課・実習指導課・入試広報室）及び図書館の3か所に分かれているが、それぞれの事務室内に情報機器・備品を設置し、連携をとりながら機能している。

防災対策については、安全・防災対策委員会の下に、防火管理者・防火担当責任者などを置き、各種災害による人的物的被害の未然防止と日頃の設備機器類の点検整備に努めている。

情報セキュリティ対策としては、インターネットとの接続部分にファイアウォールを設けるとともに、外部からは必要最小限のサーバーにしかアクセスできないよう設定している。なお、入試事務、成績管理のパソコンについてはインターネットに接続していない。

SD活動に関する規程を整備（平成25年1月制定）し、SD活動を適切に行い、事務職員が外部セミナー、研修会などに参加した場合、その内容を全職員に報告し情報を共有し、研鑽に努めている。

少人数職員で学生支援が可能とするため、多能化に心がけ事務効率化のため日常的に業務の見直しと事務処理の改善に努めている。また、専任事務職員は学生の学習成果を向上させるため関係する委員会に所属し委員長の指示のもと庶務を担当、教員との連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

教職員の就業については、法人本部で「就業規則」「専任教員服務規程」「学校法人甲子園学院役職員等倫理規定」「学校法人甲子園学院教育・研究者行動規範」「職員の懲戒処分の規程に関する規程」など諸規程を整備している。

教職員の就業に関する重要事項は、採用時に説明を行うとともに、常時閲覧できるように事務室カウンターに常備し、改定を含め全教職員への周知に対処している。

教職員の就業管理については、事務室カウンター（非常勤講師は講師室）に設置の出勤簿への押印により規程に基づき適正な管理に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

学生の資質が多様化する中、少人数教育の実施により学力向上に努めているが、学習成果が資格取得や就職内定という目に見える形で量的にも測定できるよう調査の展開のためにも教員組織の充実が求められる。また、今後は障害者差別解消法に基づく合理的配慮のための専門性を備えた教職員及び学力の低い学生への教育効果を高めるために教育方法の多様化のみならず補助教員の導入も検討課題である。

専任教員の研究活動の支援体制の改善と情報公開に努めているが、今後は研究実績の高いレベルでの平準化と、公開講座の内容と機会を地元・西宮市教育委員会との連携を深めて検討・実施し、地域社会への研究成果の還元を図っていかねばならない。なお、専任教員による外部研究資金獲得については、平成27年度～平成29年度の採択がない理由の一つには、教員の教育活動の負担も考えられるが、今後、社会的貢献活動の促進及び積極的な科学研究費補助金、外部研究費などへの申請を促す環境づくりについて検討・整備し、研究活動の展開を図ることが求められる。

業務多様化と事務職員の減少により、縦割り業務を弾力化し繁忙時には応援体制を調整できるよう事務担当者の多能化が課題となっている。毎朝朝礼で事務職全員が当日のスケジュールなどの情報を共有し、連携を図るべく努めている。

学生窓口が教務課と学生支援室の2か所に分かれているため不便な点があるが、学生満足度向上に向けて全事務職員でカバーしていく必要がある。入学してくる学生の多様化が進むとともに、卒業に向けての学生支援がますます重要となってきた。入試と就職、学生指導の連携を一層密にするための方策を検討することが課題である。

全学的に教員の学習支援への注力を図るべく、職務分掌を含めた教育と研究への配慮が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地面積は学生寮、園芸実習場などを含めた西宮校地 9,162 m²に、共用の宝塚校地 10,000 m²を加えた総計 19,162 m²を確保している。

運動場は宝塚校地にあり適切な面積がある。

校舎面積は専用部分 13,795 m²で、短期大学設置基準面積である 9,100 m²を充足している。

校地と校舎はバリアフリー化し、既に障がい者に対応すべくエレベーター1 基のリニューアル、障がい者用トイレの改修、法人本部玄関にスロープ入口を設置し、併せて教室や食堂にも配慮している。校地と校舎は障害者に対応している。

講義室 11、演習室 4、実験実習室 7、情報処理室 1、ラーニング・コモンズ 1、マルチスペース 1、専任教員研究室 28 のほか、事務室、会議室 3、応接室、学生支援室・入試広報室、ロッカー室、クラブ室 2、学生ホール 2 などが配置されており、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

通信による教育は行っていない。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品については、設置基準に従い設置し、各学科において整備、活用、管理している。

図書館の占有延床面積は書庫を中心とした 1 階が 233 m²、閲覧室の 2 階が 267 m²、計 500 m²である。平成 28 年度から第二書庫 (36 m²) を設け、他大学の研究紀要を中心とした配架を行っている。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料及び座席数などは十分である。蔵書数は、平成 30 年 4 月 1 日現在で和書 56,673 冊、洋書 2,081 冊、学術雑誌 226 種、AV 資料 1,217 点を所蔵しており、座席数も 91 席あり在学生数からみて十分である。

図書は全開架式で、1 階書庫には専門図書・製本雑誌・雑誌のバックナンバーなどを、2 階閲覧室には学生の利便性を考慮し、雑誌・参考図書・大型図録・画集・AV 関連などの他、利用の多い図書 (園芸分野・楽譜・絵本など) を中心に配置しており、館内閲覧用 AV ブース 4 席、学生用パソコン、プリンター、コピー機が設置されている。第二書庫も希望があれば開放している。

○図書館蔵書数一覧 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	和 書	洋 書	学術雑誌	AV 資料	CD-ROM
冊 (種)	56,673 冊	2,081 冊	226 種	1,217 点	113 点

学術雑誌内訳：和雑誌 258 種、洋雑誌 14 種

AV 資料内訳：ビデオ 775 点、CD176 点、カセットテープ 177 点、DVD89 点

○年間図書購入予算（円）

年 度	図 書	視聴覚資料	雑 誌	合 計	予算額
平成 27 年度	430,448	127,788	312,180	870,416	870,000
平成 28 年度	473,580	31,522	305,232	810,334	810,000
平成 29 年度	558,420	46,220	260,849	865,489	860,000

情報化の進捗状況については、教員からの図書購入申請や文献複写依頼は学内 LAN を通じて受け付けている。学生用にはパソコン3台とプリンターを設置してあり自由に情報検索や他図書館の蔵書検索などが行える。また、国立情報学研究所の総合目録データベース（NACSIS-CAT）に参加しているため、蔵書目録の遡及入力を進めて学外からも蔵書検索ができるようにしており、図書館間相互貸借サービス（NACSIS-ILL）も積極的に活用している。NII-ELS の終了に伴い、平成 30 年度からは科学技術振興機構（J-STAGE）の搭載も実施する予定である。

購入図書の選定システムや廃棄システムは確立している。購入図書の選定は、教職員の希望などを勘案しながら図書委員会で教育及び研究活動に対する有用性について検討・調整し、図書館長が予算、収集方針、資料構成を考慮して選定している。

図書などの廃棄は、甲子園短期大学図書館資料収集・管理基準に基づき処理している。

図書館には参考図書、関連図書も整備している。また、図書館に備えている各種辞典（事典）・百科事典、逐次刊行物の白書類は参考図書として館内閲覧が原則であるが、必要に応じて例外的に館外貸出にも対応し学生の利便性を図っている。

体育館は、甲子園学院高校と共用で使用している。現在、「体育」の授業で利用している。幼児教育保育学科の表現領域の授業などは、マルチスペース（短大学舎5階）を活用して実施しており、適切な面積の体育館を有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

甲子園学院財産管理規程、経理規程、経理規程取扱要領、予算事務規程、甲子園学院資金運用規程などの諸規程を整備し管理運営している。

施設設備維持や物品管理については、物品管理規程など諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を適正に管理している。

火災・地震対策、防犯対策のための防災管理規程を定め、防災管理組織、校舎防災並びに管理要領、安全・防災対策委員会を整備し災害に対する安全安心対策の徹底に取り組むとともに定期的な点検・訓練を行っている。

各部室の火災取扱責任者及び各階点検責任者を定め、日常的にチェックを行うとともに防火管理者、防火担当責任者などを置き、万一の災害に対処する体制を整え、日頃から点検整備を行っている。学生、教職員に対しては毎年、火災及び津波を想定した避難訓練を実施している。平成 29 年度は 4 月 14 日（金）に実施した。米類、ビスケット、保存水などの食料品や寝具などの災害用備蓄品は保存期間を勘案し入替するなど学院本部で点検整備している。

防犯対策としては、本学正面玄関入口に管理職員を配置し、部外者の出入りをチェックする体制をとっている。また、平成 28 年 3 月には短大玄関、生活実習ハウス、学生寮出入り口に防犯カメラを設置した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策として、ファイアウォールの設置、外部からのアクセス制限などを行うとともに、学内のパソコンにアンチウイルスソフトをインストールし保護に努めている。また、重要な情報機器類は無停電電源装置を備え不意の停電に備えている。

省エネルギー・省資源対策、地域環境保全への配慮のもと、本学院の管理の原則である合理性、節約、環境への配慮などを常に心掛け実行している。例えば、敷地内各所に井戸を掘り散水や雑排水に充てたり、園芸実習場研究棟屋上に大型ソーラーパネルを設置し省エネ・省資源、環境対策に取り組むなど地球環境保全への配慮も行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

図書館職員の補充ないしは代行により、図書サービスの弾力化を図る。また、防災対策として保存文書を見直し、重要な長期保存文書の安全な保存場所確保と保存年限超過分の継続的な廃棄処分を実施する計画である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を

常に見直し、活用している。

- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、以下のとおり技術サービス、専門的支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実に努めている。

①生活実習ハウス

昭和 42 年、家政科 1 期生から「家庭管理」の実習を行う宿泊実習施設である。開学当時は、家政科のみの開講科目・実習施設であったが、現在は生活環境学科と幼児教育保育学科とも宿泊実習を行っている。

阪神淡路大震災後の平成 9 年に再建された生活実習ハウスは、耐震性が高くバリアフリーで鉄筋コンクリート造 3 階建の建物となり、1 階には介護実習室、入浴実習室、簡易キッチン、障害者用トイレがある。介護実習室には介護用ベッド 8 台、ストレッチャー 5 台、車椅子 10 台を設置、入浴実習室には、家庭浴槽、特殊浴槽、シャワー設備がある。2 階には演習室、和室、キッチン、リビング・ダイニング、3 階には指導教員居室、2 人部屋の学生宿泊室 6 室、教材庫、浴室、ランドリーを配置、キッチンには家庭用システムキッチンと車椅子対応のバリアフリー型調理台を設置、様々な形態での実習に対応できるようになっている。2～3 階は主に生活環境学科、幼児教育保育学科学生の宿泊実習のための設備である。生活実践を通して生活力の向上と共同生活を通じたより良い人間関係の構築を主な目的とした実習を行っている。1 階は介護福祉フィールドの実技・演習に活用している。

②園芸実習場（イネーブルガーデン）

園芸実習場は家政科開設以来「家庭園芸」の科目を設け活用してきたが、平成 14 年園芸療法士資格カリキュラム導入を機に園芸療法を実践する場として整備した。

広い芝生と花壇に加えて園芸療法の理論・方法など、より専門的な教育施設として実習棟も設けている。園芸実習場はユニバーサルデザインに基づいて設計されており、車椅子に座ったまま、あるいは腰を曲げずに立ったまま作業ができる木製レイズベッド（植栽面を高くした花壇）、2 段の高さのレイズドポンド、木陰をつくる木製パーゴラ、休憩所や車椅子でも楽に移動できる広く平坦な園路、小石やバークなどの素材を敷き詰めて足元から様々な刺激を受けるフットパスなどを備えている。

生活環境学科の「生活園芸Ⅰ・Ⅱ」「園芸 A・B」、幼児教育保育学科の「ガーデニングⅠ」「保育内容環境」、総合教養科目の「園芸デザインⅠ・Ⅱ」「園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ」の授業で使用しており、オープンキャンパス、大学祭、学外団体の研修会、連合町内会の行事などでも活用している。(特に平成 19 年度から平成 27 年度までは毎年エキウム開花時に一般公開を行い、地域住民にも開放しテレビや新聞でも報道された。)

生活環境学科ライフキャリアフィールドでは、「情報処理」「文書技術論」の授業において情報技術の修得を図っている。

生活環境学科介護福祉フィールドでは、「介護過程Ⅳ」の授業において情報の活用とケーススタディとして事例研究で情報技術の向上を図るべくトレーニングを行っている。

幼児教育保育学科では、Ⅰ回生に対して情報機器技術と活用法の習得をめざして、必修の通年授業「情報処理」を実施している。Ⅱ回生については「教育方法と技術」で情報収集と活用など実際的な活用法の向上を図っている。

教職員に対する情報技術向上のための研修については、以前は SPSS の使い方、画像編集、学内 LAN の利用の仕方などについて FD 研修会を開いていたが、最近は教員のレベルアップに伴いトレーニングの機会は少ない。

平成 28 年度から情報処理担当教員を増員し、情報技術相談や支援は随時個別に対応できる体制をとり、また情報機器についても設備面、技術面において担当者を決め、学校全体で維持管理し、適切な状態を保つようにしている。

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて変更があれば講義室の改修やパソコン、プロジェクターの追加購入など技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

本学では平成 13 年に幹線に光ファイバーを敷設した学内 LAN を構築した。情報処理演習室や各研究室はもちろん各講義室にも情報コンセントを設置し、インターネットが閲覧可能な状況にある。また、教員は授業用に作成した資料をファイルサーバに保存し、共通で利用可能なノートパソコンを使って講義室からそのファイルにアクセスしパワーポイントを利用して授業を進めたり、学生が作成した課題、レポートなどを学内 LAN を通じて提出させることができる。なお、短大の学内 LAN は、大学と専用線で接続されており、ネットワークの管理は大学の情報処理センターで一括管理している。また、Windows や OFFICE のアップデートやウィルス対策ソフトの定義ファイルの更新は、ドメインに参加しているユーザがログインしたときに自動的に行われるように設定しておりセキュリティ対策にも注意している。

学内のコンピュータ整備は学校全体で調整し、幹線に光ファイバーによる高速学内 LAN 環境を構築するなど毎年充実を図るようにしている。教育課程に関わるすべてのパソコンはインターネットに接続しているので必要な資料収集などに活用した授業が行われており、実習先調査や企業研究などにも活用されている。

学内のパソコン環境であるが、パソコンは、情報処理演習室、ラーニング・コモンズ、図書館、学生支援室、各研究室に設置しており、これらは全て学内 LAN に接続しており、インターネット検索など可能である。従来 OS は WindowsXP であったが、平成 26 年 4 月にマイクロソフト社のサポートが終了するため、平成 25 年度に OS を Windows 7 に変更した。メモリーも 4G 増設し、合計 5G で快適に動作している。また、OFFICE についても、OFFICE2010 に変更し、情報処理演習授業を行っている。

情報処理演習室は 1 教室あり、一人 1 台のパソコンを使用可能な環境を整備している。ICT 社会を迎え、学生にコンピュータリテラシーを修得させておくことは重要である。本学では、総合教養科目の中に情報処理Ⅰ及び情報処理Ⅱの授業を開講し、OFFICE の操作技術を修得させている。すでに高校等である程度の技術を修得している学生が多いが、さら

にレベルアップを目指し全学科の学生に対し履修するよう指導している。最近では情報処理以外の授業でもパソコンを用いてインターネット検索し資料をまとめたり、プレゼンテーション資料を作成するなど情報技術を活用する授業も増えている。情報処理演習室、ラーニング・コモンズ、研究室にはマルチメディアデータ処理が可能なパソコンを設置している。

学生は入学時にIDとメールアドレスを与えられるので学内LANを自由に利用できるようにしている。就職活動におけるエントリーシートの作成や提出、説明会への申し込み、また、実習先の検索や実習報告、授業における課題やレポート作成、卒業研究での調査研究論文作成発表のためのプレゼンテーション資料の作成など多岐にわたる。また、教員用に教員のみがアクセスできるフォルダーを設定している。資料の散逸を防ぐために、学校行事等の実施計画書や報告書などは、個人のフォルダーに保存せず共通フォルダーに保存し教員間で共有化を行っている。

教員は必要に応じてパワーポイントや動画を活用し効果的な授業を行っている。

教育上必要なコンピュータ教室については、「情報処理Ⅰ・Ⅱ」の授業で使用するとともに学生の学習室として活用している。また、図書館・学生支援室にもパソコンを設置している。

平成27年度には、2教室あった情報処理演習室の1室を改装しラーニング・コモンズとして整備した。6台のパソコン、AV機器を設置し自学自習にはもちろん、グループ学習にも適しており今後のアクティブラーニングを支援する体制を整えた。平成27年度から「介護の基本」「介護総合演習」「ユニバーサルデザイン」などの授業で利用され、学生は卒業研究、グループ学習、授業のレポート課題の作成などに利用している。

エレピアン室には79台の電子ピアノが設置されており、幼児教育保育学科の「幼児音楽基礎A・B」「音楽表現」の授業において、集団指導や個人指導で活用されている。電子ピアノはヘッドホンが使用可能なため他の学生の音に妨げられることなく指導や練習ができる。ピアノレッスン室は8室あり、グランドピアノまたはアップライトピアノが設置され授業、補講、練習に活用されている。

平成27年に音楽室にエレピアン6台、アップライトピアノ2台を移設して教室を開放、学生のフリーレッスンルームとして使用可能にした。フリーレッスンルームに隣接してピアノ担当教員の研究室があるため、個人レッスンが容易になり、進度の遅い学生の補講や実習前の模擬保育の練習、また卒業研究などさらなるレベルアップをめざす学生の支援を行っている。

保育実習室は、平成20年度に新設、主として幼児教育保育学科での実践的な授業で使用しているほか、高大連携授業、オープンキャンパスなどでも有効活用されている。ピアノ、ミュージックベル、ツリーチャイム、小物打楽器、大型絵本、パネルシアターセット、人形劇、ミニキッチンなどを揃え「幼児教育基礎演習A・B」「音楽表現」「保育内容表現」「子どもの保健」などの授業で使用し、外部講師による特別授業でも実践的な模擬授業で活用されている。また、幼児教育保育学科の科目連携学習である「模擬生活発表会」「お楽しみ会」もⅠ・Ⅱ回生合同で行っている。

平成28年度に講義室を改修しマルチスペースを設けた。エレピアンを1台設置し、幼児教育保育学科の実践的な授業で使用している。広いスペースでの活動となるゲームや運

動（マット・跳び箱）、ダンスなど「音楽表現」「身体表現」「リトミック」「子どもの遊び」の授業で活用している。

なお、CALL 教室などの特別教室は設置していない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教育研究機器の使用に関しては、教員の力量に左右される部分も大きいと、効果的な授業を行っている教員による授業研究発表や、計画的な研修により優れた手法は教員間で共有することが必要である。今後さらにFD・SD活動、公開授業、学外研修等で研鑽を積むことが課題といえる。

平成 27 年度に新設したラーニング・コモンズとフリーレSSLルームは学生の活用状況が高く、設置の効果がみられるが、今後さらに学生のニーズを把握し、快適で効果的な学習環境を作り出し、学習効果を高めるため改善していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

園芸実習場・生活実習ハウス・保育実習室は、本学特有の教育設備で実践に役立つものであり、今後外部への公開授業・オープンキャンパス・地域への開放などで、積極的に活用していく。また、教職員の情報技術・活用向上のために積極的に外部研修に参加し、FD・SDの研修会の開催を多く図っている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体の資金収支については以下のとおり。

資金収入の面では、学生生徒在籍人員が平成 28 年度比 84 人減少したため、学生生徒等納付金収入が 107,616 千円減少し、1,098,575 千円となった。補助金収入に関しては、平成 28 年度に大学において交付されなかった「教育研究活性化支援事業」が採択されたものの、大学・心理学部が補助金不交付となったこともあり、9,384 千円の減少であった。受取利息・配当金収入は運用環境が依然厳しい中、企業業績好調による配当金収入が増加するも昨年度までの期中の運用債権の償還という特殊要因がなくなり、前年比では 12,505 千円の減少となった。西宮市による山手幹線拡幅工事の関係で土地売却収入及び補償金収入を 173,800 千円計上した。以上より収入合計は 1,957,514 千円となった。

事業活動収支に関しては、資金収支と同様に平成 29 年度の収入面では学生生徒在籍人員が平成 28 年度比 84 人減少したため、学生生徒等納付金が 107,616 千円減少し、1,098,575 千円となった。補助金は 9,384 千円減少して 240,531 千円となった。これは大学において「教育研究活性化支援事業」が採択された一方で心理学部が補助金不交付となったことが大きい。一方、人件費は 35,619 千円の減少、教育研究費・管理経費はそれぞれ 95,973 千円、26,458 千円の増加となった。これは教育研究経費における建物取壊費用 73,600 千円を計上したこと及び教育環境改善のための修繕費支出等の増加によるところが大きい。受取利息配当金収入は、配当金収入が増加する一方、期中の債券償還に伴う特殊要因がなくなり、前年度より 12,505 千円の減少となった。これらの結果、経常収支差

額は 645,261 千円と大きなマイナスとなった。

特別収支においては、特殊要因の有価証券売却差額の計上がなくなる一方、当初予算時に見込まれていた上記の土地売却の収支差額の計上（概算 98 百万円）は、平成 31 年度に計上する見込みとなった。

上記の通り経常収支差額は大幅なマイナスとなったが、特別損益によらずにまず学生生徒の定員充足率の向上、諸経費の削減努力の継続等によりプラスに転じるよう全力をあげて取り組んでいるところである。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学の将来像は、明確に設定している。平成 28 年 1 月に甲子園短期大学がめざすものとして平成 28 年度～平成 30 年度の目標として「地域に根ざした短期大学をめざす」を理念として、建学の精神のもと、質の高い、学生一人ひとりに配慮した高等教育をめざし社会に貢献する人材の育成を設定した。具体的には、教育力、研究力、就職力、教職員力、募集力、組織運営力、地域貢献力の 7 つの柱を建て、教職員一人ひとりが個人的及び全学的目標を構築し、実践することを確認した。

本学の強み、弱みなどの客観的な環境分析については以下の通りである。

2 年間の本学の特色を生かした高等教育により地域で活躍できる専門家を育成できることが強みである。2 年間で国家資格を取得することで地域社会に貢献することが社会的要請としてあることからこのことが確認できる。また、専門的な国家資格をもつ学生の甲子園大学への編入も本学の強みである。一方弱みとしては専門領域を持つ専門学校や四年制大学の増加により入学希望者の獲得に困難を来していることである。

経営実態・財務状況に基づいて経営改善計画を策定している。甲子園学院全体の経営改善計画 2 期目として平成 26 年度から平成 30 年度まで 5 か年の中期計画を立案、実行し経営改善を図ることとしている。日本私立学校振興・共済事業団が公表している経営判断指標では、甲子園学院の財務の現状は「B0」段階（イエローゾーンの予備的段階）であり、平成 30 年度には「A3」（正常状態）段階の目標を達成することとしている。

短大の学生募集対策については、現行2学科2専攻を改編、生活環境学科と幼児教育保育学科による2学科体制にし2専攻を廃止、併せて各学科の収容定員を変更した。また甲子園学院高校との連携を一層強化すること、近隣の高校との連携を拡大することにより本学志願者の増加を図っていく。学生募集対策のもうひとつの柱として平成27年度に離職者等再就職訓練事業に参画し、平成28年4月に12名、平成29年度に9名の社会人入学者があった。他にも高大連携を拡大・展開させ、本学への理解向上と社会的貢献の一環を図る。

学納金については、本学周辺の大学の動向を見極めつつ検討を重ね、計画実行している。

人事計画については、学科・専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいた教員採用と事務職員の採用・配置を行い適正に計画・実行している。

施設設備については、教育課程に基づいて教育環境の充実・整備を行っている。平成27年度には、トイレの改修、パウダールームの新設に加えラーニング・コモンズ、フリーレッスンルーム、マルチスペースを整備し教育環境の充実・整備を図った。現時点で具体的な将来計画はないが、今後も随時教育環境の充実・整備を行っていく予定である。

外部資金の獲得、遊休資産などの計画について、科学研究費など教育研究に関わる外部資金の獲得のための教育研究を教員に促している。平成25年度より兵庫県のキャリアアップ研修事業と進路選択学生支援事業の補助金交付を受けている。遊休資産処分については現在のところ計画はない。

短期大学全体及び学科の適切な定員管理とそれに見合う経費については学院本部の経営改善計画をもとにバランスを取っている。学内に対する経営情報の公開により危機意識の共有ができていく。短大の定員充足率の低迷は法人内の他校園に比べて際立っていることについて短大定例会、教員協議会、合同学科会議で情報を共有し理解しており、すべての教職員が危機意識を強く抱いている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

基本金組入前収支差額は、平成26年度は、+280百万円、平成27年度は+429百万円と2年間は黒字を確保したものの、これは有価証券売却差額などの特殊要因によるところが大きいものであった。実際、平成28年度における基本金組入前収支差額は△106百万円、更に平成29年度においては山手幹線関連の支出という特殊要因があるものの、△774百万円と大きな赤字計上を余儀なくされた。その最大の要因は収容定員充足率の低迷であり、特に短期大学においては20%台と極めて厳しい状況にあるため、その向上が最大かつ喫緊の課題である。平成22年度に策定した「経営改善計画」に続き計画した「第2次経営改善計画」において策定した平成26年度～平成30年度の目標を達成していくことが、法人全体及び短期大学においても最大の課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

人的資源の改善計画について

学生の学力格差を少なくし、学生への教育指導の充実と新たな展開のため、教員は授業担当科目の研究活動を行っている。平成 28 年度の改善計画にある補助教員の導入はできていないが、必要に応じ特別講師を招聘し特色ある授業を実施するようにした。

また、平成 29 年度から入試広報室と学生支援室を一か所にまとめ、入学から卒業まで継続した学生支援体制を整えた。

また、事務組織について、学生の事務窓口が 2 か所に分かれており、学生へのサービスに支障が出ないよう情報共有に努めている。また、事務組織の連携縦割り業務の弾力化と応援体制の整備強化を図った。

物的資源の改善計画について

図書館司書の出張等による担当者不在のサービス低下を軽減するために、必要に応じて代行等により、図書サービスの弾力化を図った。

防災対策として保存文書見直し、重要な長期保存文書の安全な保存場所確保と保存年限経過分の継続的廃棄処分を継続実施する。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画について

本学特有の教育施設である園芸実習場、生活実習ハウス、保育実習室の積極的活用を目指した。特にオープンキャンパスでは、園芸実習場、保育実習室の活用を図った。また、本館大講堂は、地域住民への公開講座に活用した。

高校生・保護者への公開授業、地域への施設開放などは実施できなかった。

財的資源の改善計画について

学院高校の「5 年一貫幼児教育コース」との一層の連携強化を図った。また、近隣の高校との連携強化を探り、現在の 2 校（県立尼崎高校、県立伊丹西高校）から 1 校追加、県立川西明峰高校との連携講座を行った。

平成 27 年度から導入した離職者等再就職訓練事業を申請、社会人入学者の増加を図った。地域での社会人の学び直しの機会拡大に向けて、今後も引き続き実施する。

学生寮の積極的に広報し、遠隔地からの出願者増を図ったが入寮者は無く、今後も引き続き寮生の増加に傾注する。

財的資源の改善のためには在籍者充足率の向上が最大の課題である。そのため、上記の「第 2 次経営改善計画」が平成 30 年度に終了することを受け、平成 31 年度から、更に新たな経営改善計画を策定する予定である。短期大学においては平成 29 年度においては生活環境学科の生活環境専攻、介護福祉専攻の 2 専攻を廃止、ライフキャリアと介護福祉の 2 フィールドを設置し、学生の希望に応じて選択履修できる学科に再編した。同時に収容定員充足率の低迷から収容定員を見直し、生活環境学科は 240 名から 160 名に、幼児教育保育学科は 200 名から 160 名に変更した。また、学生募集のための各種事業を重点的に推進することにより、財務基盤の向上を図るものとする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

人的資源の課題については

学習成果の見える化に向けて、教員の教育研究の充実が課題となる。障害者差別解消法に基づく合理的配慮のための専門性を備えた教員の配置を行う。また、学力の低い学生への教育的効果を高めるため、教育方法の改善・多様化と補助教員の導入を検討する。

物的資源の課題については、IT 社会の進化に対応して情報教育の深化を図るため、情報処理演習室、ラーニング commons の教育環境の充実を図る。

防災対策として、昨今の大型激甚災害等に備え、学生・教職員に対して避難方法や避難場所の周知徹底に取り組む。また、災害被害を無くすために重要書類の保管場所を見直す。技術的資源をはじめとするその他の教育資源については、既設の園芸実習場や生活実習ハウス、学生寮等の教育資源の活用拡大を図る。

教育研究機器類の活用に関し、教員の力量に左右される部分が大きいため、教員相互の授業研究発表や研修を行い教員間の共有を図る。FD・SD活動をより活発にし、教職員一人ひとりの一層の資質向上を図る。

学生の創造的な力を伸ばすことを意図したラーニング・commons とピアノ等のフリーレックスルームは学生の活用率が高い。今後は、介護福祉領域での介護技術訓練のための教室設置など学生の学習効果を高めるための環境整備を行う。

財的資源の課題について

基本金組入前前収支差額は赤字計上となっている。最大の要因は、収容定員充足率の低迷である。「第 2 次経営改善計画」に基づき、入学者の確保の目標達成を最優先に取り組んでいる。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、学校法人甲子園学院を代表し、幼稚園から大学院にわたる各学校園との意思疎通を図り、学院全体の運営に適切にリーダーシップを発揮している。

理事長は、校訓三綱領である「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、短期大学においては「広い一般教養と専門的知識・技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成する」ことを教育理念の実践を通して、学校法人甲子園学院全体の発展に大きく寄与している。

理事長は、平成 17 年 2 月に就任以来、幼稚園から大学院までを擁する「学校法人甲子園学院」の牽引役として法人全体の発展に尽くしてきた。その間、甲子園短期大学文化情報学科募集停止、家政学科の生活環境学科への改組などの大規模な改革を含む諸課題について、理事会、評議員会の議長として法人運営の意思決定を行うとともに強力なリーダーシップのもと、甲子園学院全体の経営を先導してきた。平成 25 年度には、従来の経営改善

計画（平成 22 年度から平成 26 年度）を 1 年前倒しで終了し、新たな経営改善計画を作成するよう各学校園及び法人事務局に指示し、平成 26 年度には第 2 期経営改善計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を策定した。平成 27 年度からは「法人経営企画会議」を設置し、経営改善計画達成をめざしている。また、各学校園の運営についてそれぞれの関係者とコミュニケーションを密にし、リーダーシップを発揮してきた。

理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事の監査を受け理事会での議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を聴くとともに法人の公式サイトに掲載し情報公開している。特に法人の運営について、法令順守と情報公開を重視した運営を行ってきた。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会（原則、年 5 回）を開催し、その議長として学校法人の意思決定を適切に行っている。また、寄附行為第 20 条の 2 に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、理事会はこの規定に従って厳格に運営されている。すなわち、理事会は学校法人の意思決定を行うだけではなく、理事の職務執行監督機関としても適切に機能している。

理事会は、理事長が招集し過半数の理事の出席によって成立し、理事長が議長を務めている。理事会の欠席者はほとんどないが、欠席に際しては書面で賛否の意思表示を行っている。また、理事会は、第三者評価に対する役割と責任を認識し、一般財団法人短期大学基準協会を評価機関として甲子園短期大学自己点検・評価報告書案を審議事項として取り上げ、大学長及び短期大学長の説明を求め、助言を与え、必要な改善策の実施を支援することとしている。

理事会は、短期大学発展のために、現状や社会的・教育的環境変化について学長から説明を求めるなどして情報収集を行うとともに、短期大学の運営に法的責任があることを認識し、短期大学の運営に積極的に助言を行っている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規定を整備し、必要に応じて規定の改廃を審議・承認し、規定と運営の乖離がないようにしている。

理事は、寄附行為第 10 条に基づいて、学長、校長、園長の中より理事会において選任された者 2 人、評議員のうちから評議員会において選任され理事会において認証された者 2 人、設立者の関係者で理事会において選任された者 1 人、前各号により選任される者の他、理事会において選任された者 2 人の計 7 人である。

理事会は、甲子園学院の建学の精神である校訓三綱領「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」を十分理解するとともに、法人の健全な経営に学識及び見識を有し、学院の発展に大きく寄与している。

甲子園学院の寄附行為は私立学校法に従って制定されており、理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づいて選任されている。また、寄附行為では役員解任及び退任について規定し、寄附行為第 14 条の 2 では役員退任の事由として、「(3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と明確に規定している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

学生・生徒・生徒の在籍者数の減少による財政基盤脆弱化には理事会としても危機感を抱いており、策定した第 2 期経営改善計画の 4 年度目の施策を実施しているところである。

同計画最終年度の帰属収支差額の黒字化をめざし、平成 30 年度の財務目標を、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」[A3]（正常状態）レベルに設定し、学生・生徒・生徒など在籍人数の目標値必達に向けて理事長のリーダーシップのもと法人経営企画部会議などで入試戦略の意見交換を行い、かつ、日本私立学校振興・共済事業団に相談の上、指導を受け、本学においても教育内容の魅力化、また新たな入試対策の策定と実施、さらには奨学金制度の拡充などにおいて改善と新規導入を加え、緊張感をもって施策の遂行に取り組んでいるところである。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を聴き、最終的な判断を行っている。

学長は前職において、学校法人芦屋学園理事・評議員、また芦屋大学教授・同学生部長・同入試委員長並びに芦屋大学大学院教育学研究科博士前期・後期課程教授、さらには芦屋大学大学院発達障害教育研究所員として重要な役割を果たした。

そして平成17年6月からは芦屋女子短期大学長（現在、芦屋学園短期大学に改称）を約5年に亘り務め、芦屋大学及び同短期大学と同学園の教育と運営及び社会貢献に尽力した。

また、これまで、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学及び短期大学機関別認証評価の評価員として評価事業に貢献し、平成28年度の本学の認証評価受審の折にはALOとして本学の自己点検・評価活動に貢献し、現在に至っている。

研究及び社会的活動には、平成15年に日本人間関係学会関西地区会を創設し、会長として現在に至っており、加えて日本人間関係学会副会長（副理事長に改称）として教育及び研究にも従事し、また各界・各方面からの講演依頼にも対応している。

以上のように、学長は高等教育に関する学識に優れ、かつ大学運営に関し識見と経験を有している者である。

学長は、学校法人甲子園学院の校訓三綱領「黽勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」を建学の精神としている本学の教育の根幹を十分理解するとともに建学の精神に基づく教育・研究を推進し、本学教育の向上と充実に向けて努力している。なお、学生に対しては特別演習Ⅰ及びⅡにおいて「建学の精神」についてなどの講話を担当している。

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）に関する手続きの規定を整備している。

学長は、教員組織並びに事務組織を指揮監督し、円滑な短期大学の運営を図り充実した教育研究への環境整備にも努力しており、本学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、甲子園学院職制に関する規程第5条「労務の管理及び所属教職員の統括にあたる」とする学長の職責を十分認識し、これを執行する候補者として、理事会の議を経て選任され、平成29年4月に就任した。教学運営について教授会などの意見を聴きながら必要な意思決定を行うとともに、教員組織及び事務組織を指揮監督している。

学長は、学則などの規定に基づいて定期的に教授会を開催するとともに、必要に応じて臨時教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会の開催通知は事前に配布され、議題が明記されている。教授会の審議事項は、事前に各部及び各委員会などの検討を経て提出されるので、委員会の構成メンバーは提出議題の細部にわたって熟知している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について、教授会の意見を聴取した上で最終的な判断を行っている。

学長は、学則などの規定に基づいて定期的に教授会を開催するとともに、必要に応じて臨時教授会を開催している。本学は併設大学と合同で審議することはないのでそれについての規定はない。双方で調整を必要とする事項、たとえば編入学のためのカリキュラム調

整や合同の学生募集行事などについては、双方の担当者間で話し合いを行い、その後に教授会の意見を聴くという手続きを採っている。甲子園学院高校との高大連携のための授業等の運営についても同様の方式で調整し、実施している。なお、自己点検・評価活動及び認証評価の受審については、「甲子園大学及び甲子園短期大学自己点検評価調整委員会要綱」のもと、平成27年1月より定期的に協議し調整を行い自己点検評価のPDCAに資している。

教授会議事録は教授会開催の都度事務局において作成保存し、次回の教授会において報告し、確認の上、保存している。

アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、入試部委員会や学務部委員会の検討案に基づいて IR 推進委員会及び教授会の審議を経て作成されたものであるが、教授会や委員会のメンバーにとどまらず全教職員の意見を聴して、共有されている。

学長は教授会の下に教育上の部会及び委員会等を規程等に基づいて設置している。また、日常的な教学の運営は、教員協議会、学務部委員会、学生部委員会、入試部委員会、合同学科会議などでの協議のもと短大連絡会にて整理し、短大定例会にて調整を行い、それぞれ規定に基づいて適切に運営している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長、学長補佐、学務部長、学生部長、入試部長、学年主任、事務長からなる IR 推進委員会で、学生の学習実態を把握しながら教育内容と方法などについて具体的成果をいかに上げていくかが、課題である。また、ディプロマ・ポリシーで求める学習成果の向上を図るため、学生支援についての具体的な指導方法を検討する必要がある。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、喫緊の課題である学生確保のための入試に関わる諸方策について、全学並びに全学院を挙げての取り組みへのリーダーシップを一層発揮することが求められている。

また、ディプロマ・ポリシーに求められる学習成果の向上を図るため、そして全学的な自己点検評価及び教育内容の改善については IR 推進委員会や各種委員会が連携して対処するよう学長は適切なリーダーシップをとっているが、今後も学務部委員会を中心に学生の学習実態を把握しながら教育課程の編成及び改善などについて検討していく計画である。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、すべての評議員会、理事会に陪席し意見を述べている。また、監査法人と毎年意見交換を行い、学校経営に係る情報の共有化を図っている。

評議員会は、理事会に付議される寄附行為第 25 条に規定されている重要な議案について諮問を受け、様々な意見を陳述し理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

監事は、寄附行為に基づき理事会において選出した候補者について、評議員会の同意を得て 2 人を理事長が選任しており、学校法人の業務及び財産状況について定期的に、必要に応じて臨時に監査を実施し、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出するとともに監査法人との意見交換会（原則年 1 回）を実施して法人の業務及び財務状況にかかる情報の共有化を図っている。

監事は理事会、評議員会に毎回出席し学校法人の業務及び財産の状況について必要な意見具申を行っている。また、毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出、具体的には理事会で決算書、事業報告書の議決後に評議員会に提出して決算などの監査報告を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員の定数は、寄附行為第 23 条で 13 人以上 19 人以内と定められ、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で組織されている。すなわち、寄附行為第 27 条に基づき選任された 15 人の評議員（理事 7 人の 2 倍超）により構成されている。

評議員会は理事長が招集し、過半数の評議員の出席により成立し、評議員会において選出された理事長が議長となっている。また、評議員会は私立学校法第 42 条の規定に従い適切に運営しており、同法第 42 条に規定されている諮問事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴いている。評議員会は、理事会に付議される重要な議案について諮問を受け、様々な意見を陳述し、理事会の諮問機関としての機能を果たしている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

学校教育法施行規則にもとづく事項を定めた学則をはじめとして教育情報を公表して

いる。

現状の改善（黒字化基盤の確立）を最終目標に各学校園ごとに学生生徒数の増加対策及び本部管理部門の効率化施策の実施計画をベースに5年間の第2期経営改善計画（平成26年度～30年度）を策定（平成26年5月理事会議決）しており、この経営改善計画を指針として毎年度展開しているが、第3期経営改善計画（平成31年度～35年度）についての策定について検討している。

理事会で承認された予算、事業計画については速やかに短期大学のみならず各学校園長を通じて該当学校園に通知されている。計算書類、財産目録などは、定期的に監査法人の監査を経て学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。監査法人の監査意見に対しては適切に対応しており、監査法人と監事との協議も適時実施するなど、連携を密にして経営状況、財務状況の透明化に努めている。学校債は発行していないが、平成2年に甲子園学院創立50周年記念事業の一環として、特定公益増進法人の許可を受けた「甲子園学院教育振興基金」を創設し、1口3万円で寄付を募り平成26年度からは6期目の募金活動を実施しているところである。

財務情報の公開については、私立学校法の規定に基づき、短期大学の教育情報は各公式ウェブサイト、大学ポートレート（私学版）に、財務情報は法人の公式ウェブサイトで公表している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

財政の健全化のため定員確保・志願者の獲得、特に、大阪府と兵庫県への個別的高大連携に取り組み、また受験生の将来への希望達成支援の一環として奨学金制度の拡大と充実を課題として努力している。

学内で実施している内部監査（各学校園・法人部門の事務監査）の監査員と法人監事との連携を一層密にして内部監査の精度を向上させる必要がある。

評議員会の年間開催予定日は年度当初に案内し、さらに、会議開催案内状は原則1週間以上前に発送しているが、欠席者が出ないように今後とも努力をしていくとともに、案内状に添付する会議資料も事前に十分検討できるよう準備する必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学生・生徒在籍者数を増やし財政基盤脆弱化に歯止めをかけることが急務である。そのためにも、本学の魅力の露出度を高めるべく、教育内容の充実、きめ細やかな指導と就職支援、そして卒業後のフォローアップや相談支援に継続的に努力しなければならない。

同窓会会計、学友会会計及び後援会会計として別個に預金口座を開設し、それぞれの会計ごとの元帳により管理している周辺会計について、透明性の確保の観点から学校法人会計に取り込むことが求められている。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

第2期経営改善計画は学生、生徒在籍者数の減少に伴う財政基盤脆弱化に歯止めをかけるべく平成26年度に策定されたが、計画の進捗状況について、年度ごとに達成状況を点検し、目標数値との乖離の実態とその要因の把握により軌道修正を行う。同窓会会計などい

わゆる周辺会計の会計処理について平成 27 年度からオンバランス化したが、今後とも透明性が高く適性が確保できるものとする。

特に、第 3 期経営改善計画（平成 31 年度～35 年度）の策定とともに教育及び教育環境の充実と改善による本学志願者増を図ることが必要である。

理事長は、財政基盤安定化を図ることを主目的に第 2 期経営改善計画を強力なリーダーシップのもと策定した。今後は、在籍者数の数値目標必達による短期大学における赤字幅縮小を含めた同計画最終年度の「黒字化基盤の確立」に向け、より一層リーダーシップを発揮することが肝要である。

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

現在は第 2 期経営改善計画の実行中であるが日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」による財務の数値目標指標を、現在の「B0」（イエローゾーンの予備段階）から平成 30 年度までに帰属収支差額黒字化基盤の確立による「A3」（正常状態）レベル達成に設定し、目標達成に向け、各年度末に計画達成状況などの分析検討を行い、PDCA サイクルに反映させ施策の改善を行うなど、理事長の強力なリーダーシップのもと着実な改善計画達成を図っているところである。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

平成 26 年度にスタートした第 2 期経営改善計画(平成 30 年度まで)の 4 年目に当たり、財務基盤の充実に向け各校園とともに、教育内容の充実・展開はもとより、収入の根幹となる収容定員の充足のための計画のもと対策事業への努力をしているところであるが、定員充足率の低迷からの脱却には至っておらず、依然として厳しい経営環境に置かれている。

「聖域なき改革」が必要であり、判定基準でも従来の「B0」からイエローゾーンの「B3」に悪化した。平成 29 年秋に日本私立学校振興・共済事業団経営支援室に第 3 期経営改善計画策定準備のため、特に、大学と短期大学に焦点を当てつつも法人全体の経営分析と改善について相談を行い、厳しい指摘と建設的情報の提示を頂いた。改めて、建学の精神に基づく教育ビジョンと使命の実践、時代の変化に対応する教育内容と方法の改善と充実、収容定員充足のための具体策の策定、そして計画遂行のための PDCA 体制の構築等について検討・審議を重ね、実施に向けた準備に取り組んでいるところである。